

平成22年第6回上里町議会定例会会議録第3号

平成22年12月15日（水曜日）

本日の会議に付した事件

日程第12 一般質問について

出席議員（14人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	杳澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君	14番	齊藤邦明君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	教育長	山下武彦君
総務課長	高野正道君	総合政策課長	石原秀一君
税務課長	福島雅之君	福祉こども課長	関根健次君
健康保険課長	高杯一美君	産業振興課長	吉田雅幸君
人権共生課長	山田和雄君	学校教育課長	山口正彦君
生涯学習課長	庄邦雄君	中央公民館長	柴崎久男君
指導室長	丸山修君		

事務局職員出席者

事務局長 戸矢隆光 次長 須田孝史

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（齊藤邦明君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第12 一般質問について

○議長（齊藤邦明君） 日程第12、一般質問についての件を議題とします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可します。

8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、大きな項目で6項目ございます。(1)として住宅用火災警報器の設置について、(2)といたしまして小・中学校の土曜授業の復活について、(3)としまして小・中学校の新聞活用について、(4)としまして公共下水道終末処理場後地の有効利用について、(5)としまして子ども手当の地方負担について、(6)につきましては高齢世帯に対する「緊急情報キット」についてであります。

それでは、項目順に従って一般質問をさせていただきます。(1)住宅用火災警報器の設置について、①既存住宅の上里町の全体戸数に対する現在の設置戸数及び設置率について、②未設置既存住宅に対する期限までの設置方法について。①及び②についての質問は、一括して質問させていただきます。

今年も年末が近づくにつれて朝晩の冷え込みが一段と厳しくなり、暖房用器具の使用が多くなり、火災の起きやすい季節となってまいりました。埼玉県内63自治体で設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置率が伸び悩み、いまだ約5割にとどまっているとのことであります。警報機が作動したことで全焼や逃げ遅れが防げたケースは、県内で2008年1月から今年5月に111件もあり、県や消防では早期設置を呼びかけております。

県消防防災課によりますと、住宅用火災警報器によって全焼や逃げ遅れが防げた事例は、2008年に27件、2009年に58件、今年は5月末までに26件あったとのことであります。昨年6月から今年5月までの1年間の事例52件のうち30件（58％）で、警報音を聞くなどした近隣住民が火災を発見、焼損の程度については33件（63％）が無火災、14件（27％）がぼやで済んでいます。

所沢市では5月、住民がなべに火をかけたまま寝入ってしまった民家で、警報機が煙を感知し、警報音に気づいた近隣住民が119番するなどして火災を未然に防いだといいます。狭山市でも4月、留守宅から鳴る警報音で気づいた近隣住民が119番。駆けつけた消防隊員が居間でたばこの火種が落ちた座布団がくすぶっているのを発見、ぼやで済んだとのことであります。

住宅用火災警報器は、消防法の改正で、2006年6月から新築住宅への設置が義務化されました。既存住宅も条例に基づき、2011年6月までに設置しなければなりません。総務省消防庁によりますと、2009年12月時点で推計した住宅用火災警報器の普及率は全国で52%（同年3月期は41.6%）、埼玉県内でも52.1%（同38.3%）にとどまっております。

上里町では、現時点で住宅用火災警報器が戸別の全体戸数の中でどのくらいの戸数が設置され、その設置率は何%ぐらいなのでしょう。また、集合住宅全体の戸数、その中での設置戸数及び設置率は何%ぐらいになっているのでしょうか。

上里町の町営住宅は、神保原地区の宮本団地、また四谷地区に四谷団地などがありますが、これらの町営住宅の住宅用火災警報器の設置状況及び設置率はどのようになっているのでしょうか。また、この町営住宅における火災警報器設置費用は入居者が負担するのか、それとも町が負担するのでしょうか。

また、町では中央公民館をはじめ、4地区に公民館、5小学校区に児童館、5小学校、2中学校、隣保館、老人センター、保健センター、ワープ上里多目的ホール等々の多くの公共施設がありますが、これらの公共施設の火災報知機の設置は現在どのような設置状況になっており、その設置率は何%ぐらいなのでしょう。

いずれにせよ、既存住宅の住宅用火災警報器の最終設置期限は、来年6月末までの7カ月と迫っておりますので、上里町は残された期限の中で、今後未設置既存住宅に対する期限までの完全設置に向けて、設置促進方法はどのような施策で実施しようとしているのか、関根町長の見解をお伺いいたします。

(2)小・中学校の土曜授業を復活について、①小・中学校の土曜授業を復活させることについて。

新学習指導要領が完全実施されますと、年間の標準総時間数は、一例として小学校2年生で70時間増の910時間、中学1年から3年生で35時間増の1,015時間になるなど、小・中学校の全学年で増加するとのことあります。

土曜授業の復活は、基礎学力対策として全国に次第に広がり始めています。東京都は、今年1月、月2回まで公開授業とすることを条件に実施を認める指針を策定しました。埼玉県でもさいたま市が9月、年1回の実施を市内の公立校長会と取り決めました。

また、越生町教育委員会は、平成23年度から、町立の小・中学校全3校で、学校教育法で休

日と定めている土曜日に月1回の授業を実施する方針を固めたとのことであります。新学習指導要領が平成23年度に小学校で、平成24年度に中学校で完全実施され、学習量が増加することに備えた措置であり、11月15日、正式決定したようであります。学校週5日制のもと、実質的に土曜授業を復活させるものであり、県内の自治体に波及する可能性を秘めた措置として一石を投じるものと思われます。越生町教育委員会の実施要綱によりますと、月1回の土曜日を学校公開日として、保護者や地域住民が見学できる方法で授業を実施するとのこと。年11回実施した場合、35時間程度の授業時間数の確保ができる見込みで、平日にある程度余裕を持った授業計画が組めるとしています。教職員の公休は、学校の夏休み・冬休み期間に振り替える方針のようであります。土曜授業に関して、越生町教育委員会が保護者家庭779世帯を対象に10月に実施したアンケート調査では、回答者の85%が理解を示し、「月1回よりも多いほうがよい」とする保護者も39%に上っています。

中学校の土曜授業の復活について、保護者、教育関係者などのアンケート調査及び関係機関の協議を行い、新学習指導要領の実施に向けて、来年度から小・中学校の最低でも月1回の土曜授業の復活をしていただきたいと私は考えておりますが、この問題に対する今後の町の対応と施策について、関根町長及び山下教育長の見解をお聞かせください。

(3)小・中学校の新聞活用について、①来年度からの新聞活用授業の取り組みについて、②教育委員会の基本的な考えと各学校への取り組み及び指導方法について。①及び②についての質問は、一括して質問をさせていただきます。

小・中学校の授業で新聞の活用を具体的に明記した新学習指導要領が平成23年度にスタートします。言語活動の充実を目標とし、平成23年度から使用される国語や社会などの教科書には、実際の新聞記事をはじめ取材・編集の方法、紙面の比較などが盛り込まれたとのことであります。

東京都北区の東十条小学校では、既に新聞づくりを授業に取り入れております。新聞を教材にして授業を展開する運動（N I E）の一環で、総合学習の時間などを活用しています。1・2年生は、新聞づくりに向けた準備として絵日記に取り組み、3年生になると壁新聞をつくります。5・6年生は記事の内容、見出しなどにも一工夫を凝らすとのこと。夏休みが明けて、3年生は1学期を振り返る壁新聞づくりに挑戦し、実際に取材も体験する力の入れようであったようであります。このほか、毎週水曜日の朝には、関心のある記事を切り取って感想文を書く15分間の新聞タイムを設けているそうであります。関口修司校長は、授業に新聞を活用することについて、思考力や表現力、判断力を養うことができると評価しております。

上記で記述したN I Eとは、Newspaper in Educationの略で、日本語訳は「教育に新聞を」の意味であります。学校などで新聞を教材に選ぶ活動は、1930年代に米国で始まったようであ

ります。日本では1989年に、日本新聞協会が実践校に新聞を提供する事業を東京都内の小・中学校で始め、全国に広がったとのことであります。2010年度は、47都道府県の小・中・高など533校が実践校となっております。読売新聞社の全国世論調査で、学校の授業での新聞の活用の評価を調査したところ、学校の授業に新聞を活用することについては「評価する」という人が89%を占めました。すべての年代で80%を超え、三、四十代では93%に達しました。小・中学生の子供を持つと見られる世代では、新聞活用をより前向きにとらえているようであります。「評価する」と答えた人に、新聞を活用するとどのようなよい点があるかと思うかを複数回答で聞いたところ、最も多かったのは「世の中の出来事に関心を持つようになる」67%で、「活字に親しむようになる」62%、「文章を読んだり書いたりする能力が高まる」59%などが続きました。男女別では、「活字に親しむようになる」が男性の58%に対し女性は65%、「読んだり書いたりする能力が高まる」は男性55%、女性は62%となり、違いが見られたようであります。女性は、読み書きの機会が増えることをより歓迎しているとのこと。

以上のように、子供たちの新聞の制作や活用は、表現力や思考力を育むことに役立つことや、日々の新聞記事をもとに文章の読解力を高めたり、課題を考察したりする授業に役立っているようであります。

上里町小・中学校における来年度からの新聞活用授業の取り組み方法について、教育委員会の基本的な考え方と各学校への取り組みに対する指導方法について、山下教育長にお伺いいたします。

(4)公共下水道終末処理場後地の有効利用について、①公共下水道終末処理場後地の環境整備並びに有効利用について。

神保原地区から八町河原地区に行く途中、忍保川にかかる橋を渡るとすぐ右側に町有地で公共下水道用終末処理場後地があり、その敷地の5、6反ぐらいの場所は観賞用蓮池地として貸し出されていましたが、蓮が植えられたままの状態、おまけに雑草が茂った状況で返却され、現在荒れ果て、耕作放棄地のような状態になっております。この土地の周りの地権者から、このままの状態で置かれたのでは、自分の土地に雑草の種が飛んできたり、害虫が発生したりするものになって、つくった作物が生育しなくなってしまうという苦情が私のところにも何件も寄せられております。

一方では、蓮池の中、その周りに人の背丈より高く茂っている雑草は、八町河原地区の児童・生徒が神保原小学校に通う歩道の通学路でもあり、12月、1月という時期は日が暮れるのも早く、防犯・防災上でも非常に危険な場所であると思われますので、町では今後いつごろまでに、いつごろまでというよりも、防犯、防災の対応、対策を考えますと、年度内早急にこの耕作放棄地のような周りが全然見渡せないほど雑草の茂った土地をきれいに畑や田んぼとして

使用できるように整備していただきたいと私は強く要望いたしますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

また、蓮池の東の5、6反も作物がつくられておらず、雑草が大分大きくなっております。この蓮池、その東の土地の北の本庄市に通ずる北側の農免道路の端にところどころ両側に植えてある桜の木も虫に食われており、今のままでは枯れてしまうおそれもあり、蓮池になっている土地をはじめとして、この公共下水道後地全体の有効利用と環境整備を改めて早急にお願いしたいと考えているところですが、関根町長に今後の整備計画と、その実施に対する時期及び有効利用方法をお聞かせください。

(5)子ども手当の地方負担について、①子ども手当における自治体負担分について。

11月15日、東京都内で開かれた9都県市首脳会議で、政府が平成23年度の子ども手当で自治体負担分を求める方針に対する反発が相次ぎました。神奈川県松沢知事は、一方的な負担を押しつける制度を容認すれば、自治体は国の奴隷になると主張しました。千葉市の熊谷市長も、ボイコットがあり得ることを真剣に理解させるべきだ。地方主権が絵にかいたもちになると強く強調しました。神奈川県松沢知事は、民主党が昨年の衆議院選挙のマニフェスト（政権公約）で子ども手当を国負担で導入するとした経緯を踏まえて、政治的に大きな違反だと述べました。石原都知事も首都圏で意思表示すべきだと同調しました。埼玉県の上田知事は、政府はめっちゃくちゃなことを言っていると断じました。

政府は、今年度、月額1万3,000円の子ども手当の給付を開始、自治体は従来の児童手当を負担しており、政府与党は、23年度の子ども手当の制度設計でも地方負担を盛り込む方向で調整しています。これに対し首脳会議は、平成23年度以降も地方負担が続くならば、負担と事務を返上することを真剣に検討するとの決議を表明しました。

このような状況下、上里町では、国の経済構造の変化や新産業の育成の立ち遅れなどによる経済不況、雇用不安による歳入不足、これに起因する財政運営が厳しく、少子・高齢化に比例して、医療、介護、福祉、教育など、社会保障分野で歳出が毎年2億円、3億円と増加し、無駄な歳出削減できそうな歳出はすばやく減らすべきであります。また、政府みずから公約した施策を実現できず、そのしりぬぐいを地方に押しつけるならば、特に我々弱小市町村は、全国的な規模、組織で強力に抗議すべきであり、我が町としても、関根町長は児玉郡の町村会長でもあり、県全体の町村のトップと協議して、まず県レベルで子ども手当の地方負担の拒否を決議し、その上で全国町村会においては9都県市首脳が決議した、今後も地方負担が続くならば、負担と事務を返上することを検討するとの決議を表明し、早急にその旨を政府に陳情並びに要望すべきと私は思っておりますが、関根町長の考えをお聞かせください。

(6)高齢世帯における「緊急情報キット」について、①高齢世帯に「緊急情報キット」を常

備してもらう取り組みについて。

ひとり暮らしのお年寄りが自宅で倒れても、救急隊員らが持病や服用薬、かかりつけ医などの医療情報がすぐに入手できるように、高齢者世帯に緊急情報キットを常備してもらう取り組みが埼玉県内で広がっています。このうち杉戸町では、既製品のキットを購入しないで、町職員から集めた空のペットボトル（500ミリリットル）用で3,000個を制作して、10月から無料配布を始めたとのことでもあります。

既製の緊急情報キットは円筒状で、持病や服用薬などを書いた緊急情報シートを健康保険証のコピーや顔写真と一緒に中に入れ、冷蔵庫に保管するとのこと。キットの常備世帯は、玄関と冷蔵庫にシールを張り、万一会話できない状態になっても、救急隊員らが冷蔵庫を探せば必要な情報が得られ、救急措置に役立てることができるのがみそとのこと。

杉戸町が手づくりキットを制作したのは、経費節減とリサイクルを考えてのことだそうです。そのままでは書類が出し入れできないため、ペットボトルの上部に切り込みを入れ、セロハンテープでとめる形にしたようでもあります。行田市もペットボトル製のキットを制作、配布し、杉戸町ではそれを参考にして制作、配布したということでもあります。

上里町でも毎年少子・高齢化が進む中で、高齢者世帯、ひとり暮らしのお年寄り世帯が一段と増加傾向にあり、救急かつ緊急医療体制の整備や充実が必要であると同時に、このようなときに高齢者世帯に上記で述べた緊急情報キットは必要不可欠と考えられるところであり、また行田市や杉戸町のように、経費の節減やリサイクルの観点から、ペットボトルの再利用による緊急情報キットの制作及び配布をせめて後期高齢者といわれる75歳以上の高齢者世帯に常備していただける取り組みをお願いしたいと考えるところですが、関根町長のお考えをお聞かせください。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤邦明君） 8 番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

初めに、新井議員の一般質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、住宅用火災警報器の設置について、既存住宅の全体戸数に対する現在の設置戸数及び設置率について、②の未設置既存住宅に対する期限までの設置方法についての以上2点につきましては関連がございますので、一括で答弁をさせていただきたいと思います。

住宅用火災警報器の設置につきましては、平成16年の消防法の改正に伴い、平成17年に児玉郡市広域消防本部火災予防条例が改正されまして、これを受け、児玉郡市内では、平成18年6

月1日以降に新規に着工する住宅については、住宅用火災警報器の設置を義務化されたところでございます。また、既存住宅につきましては、平成20年6月1日から設置が義務化されましたが、罰則の規定がありません。このため、既存住宅への設置が進んでいない原因と思われるところでございます。

なお、火災予防条例の改正等を含めた、住宅用火災警報器設置に関する事務は、児玉郡市広域消防本部で行っておるところでございます。

町内の住宅火災警報器の設置につきましての質問ですが、平成18年6月1日以降の新築住宅について、建築確認の時点で児玉郡市広域消防本部による消防審査がありますので、住宅用火災警報器の設置確認ができておるところでございます。

今年の6月時点の住宅火災警報器の設置状況ですが、全国平均で58.4%になっており、埼玉県は59.3%となっております。このうち児玉郡市広域消防本部内の設置率は46%となっております。

上里町の設置率に、既存住宅について把握が困難なため、正確には不明ですが、児玉郡市広域消防本部が実施したアンケート調査の結果によりますと、おおむね51%と聞いております。

町営住宅に対する火災警報器の設置についてですが、消防法の改正に伴い、四ツ谷住宅の54戸については平成19年度に、宮本住宅の36戸につきましては平成20年度に住宅用火災警報器がすべて町によって設置済みとなっておりますところでございます。したがって、入居者の負担はありません。

次に、中央公民館等の議員の言われた公共施設における火災報知器の設置についてでございますけれども、これらの集会施設等につきましては、消防法により火災報知器であるとか避難誘導灯の設置が法律により義務づけられております。また、施設の規模に応じ防火管理者も指定されておりますし、消防施設点検や年2回の避難誘導訓練等の訓練も実施しておるところでございます。これらの施設につきましては、消防法により設置管理されておるところでございます。

続いて、既存住宅への住宅用火災警報器の普及促進については、児玉郡市広域消防でも設置普及の取り組みとして、消防法が改正された平成16年と義務化された平成20年には、住宅用火災警報器設置を呼びかけるチラシの全戸配布を実施しておるところでございます。また、さきの「2010ふれあいまつり」においても、消防コーナーでは住宅火災警報器の設置アンケートの実施やPR活動も実施しておるところでございます。

消防庁でも、平成23年6月1日から全国で設置が義務づけられておることを踏まえ、今年度から住宅火災警報器の設置、普及啓発を重点に行うとしておるところでございます。既に、児玉郡市広域消防上里分署では、「設置義務です。あなたの命を守る住宅火災警報器」の懸垂幕

によるPRが始まっておるところでございます。

したがいまして、町も消防と連携しながら未設置の既存住宅に対するPR広報を行い、火災警報器を設置普及することを進め、火災被害の防止に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の小・中学校の土曜授業の復活について、①小・中学校の土曜授業を復活させることについての御質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

新井議員おっしゃってございました、越生町教育委員会が来年度から小・中学校とも毎月1度の土曜日授業を実施することは、上里町といたしましても大きな課題として考えていかなければならないことと認識をしておるところでございます。しかしながら、平成14年度に始まりました学校週5日制は、我々の生活の中ですっかりと定着をしておるわけでございます。その上、上里町ではスポーツ少年団や生涯学習事業にも大変力を入れて取り組んでおりますので、各関係機関の意見を聞きながら慎重に進めていくことが重要であると、このように考えております。

なお、小・中学校の授業時間数にかかわることでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

次に、3番、小・中学校の新聞活用についてですが、平成23年度より小学校、中学校と順次全面实施となる学習指導要領において、国語科や社会科等の指導を効果的に行うための教材の例示として新聞を取り上げているところでございます。

経済協力開発機構の「生徒の学習到達度調査2000年」によりますと、子供たちの総合読解力と新聞の閲読頻度に相関関係があることがわかります。新聞閲読頻度が高いほど総合読解力の得点が高く、その傾向は日本だけでなく他の国においても同様と見られ、新聞活用が読解力を高めることにつながることは間違いのないようでございます。

なお、この御質問につきましては教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をしたいと思えます。

次に、公共下水道終末処理場後地の有効利用について、公共下水道終末処理場後地の環境整備並びに有効利用方法についての御質問でございますが、町では旧公園用地1万5,067平米と旧下水道処理施設用地2万7,373平米と合わせまして、4万2,440平米の土地を有しております。

現在の当該土地の利用方法といたしましては、旧公園用地の場所に蓮池として約8,000平米、また埼玉県本庄県土整備事務所が河川や道路の維持管理に伴い発生する刈り草を家畜の飼料とするための飼料化ヤード等として約7,000平米を同事務所に貸し付けておるところでございます。

旧下水道処理施設用地につきましては、住民の方と農業経営基盤促進法による農用地利用権を設定し、賃貸契約を締結した土地が1万平米、残りの約1万7,000平米につきましては、本

庄県土整備事務所に堆肥化ヤードとしての貸し付けや、公共工事施工時の資材置き場として請負業者に貸し付けを行う等の利用をしておるところでございます。また、周辺の雑草対策として年3回除草作業をして管理してまいりましたが、道路の安全や交通の支障とならないよう努めてまいりたいと考えております。

なお、蓮池につきましては、平成14年度に植栽を行いました、現在は御指摘のとおり雑草が茂った状態となっております。これは、混入した雑草や葎やガマの穂など、水辺を好む植物であり、背丈も高いことから、蓮よりも大きく繁茂することとなってしまったわけでございます。夏場の蓮のある時期は水張りをしておかなければならないことから除草することができず、蓮への影響から除草剤の散布を行うこともできません。このため、雑草の除草を行うためには蓮の栽培をやめる必要があります、一時的に行ったのでは根絶は難しいと考えられます。このため、今後蓮池はやめ、周辺への影響を第一に考えていきたいと考えております。

公共下水道用地の活用につきましては、この土地が第1種農地であり、公共的な用途に限定されております。また、町の基本計画においても明確な位置づけはなく、さらに上里中学校の建て替えといった緊急を要する事業が山積み、直ちに公共施設を整備することが困難な状況であるわけでございます。これらのことを踏まえ、当面の土地利用について十分検討を行い、周辺農地等に迷惑をかけないようにしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、子ども手当の地方負担について、子ども手当における自治体負担分の質問であります。子ども手当の費用につきましては、当初は全額を国が負担すると言われていたわけですが、平成22年度に限り、暫定措置として従来から支給している児童手当相当額を県と町で負担することになっておるところでございます。

国は、平成23年度において子ども手当の上積みを検討しており、上積みのための必要な財源が必要であり、国の財政状況は大変厳しく、その財源の一部を今年度と同じように地方自治体に負担してもらうというような方針を打ち出しております。

このため、一部の地方自治体においては支給の事務手続を行わないことを表明しており、全国知事会など地方6団体からは——この6団体は、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村長会、全国町村議会議長会の6団体から、子ども手当の地方負担についての共同声明が出され、現金給付である子ども手当は国が全額負担をし、現物給付を中心とする子育て政策については地方が担当するべきという国と地方の役割分担の明確化が必要であり、平成23年度以降の地方負担については全額国の負担ですべきであると地方の主張に沿って制度を実現するよう求めておるところでございます。

議員から提案されました県レベルの地方負担の拒否の決議、全国町村会において、今後も地方負担が続くならば、負担と事務を返上することを検討するとの決議の提案がございしますが、

やはり地方負担については全額国庫負担でお願いしたいと思いますので、県の町村会を通して国に要望してまいりたい、このように思っておるところでございます。

また、事務の返上については、支給の恩恵を受けている方もいるわけでございますので、県の動向を注視しながら、他市町村の状況なども調査しながら慎重に考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、高齢者世帯に対する緊急情報キットについて、高齢者世帯に対する緊急情報キットを常備してもらう取り組みについてですが、東京都港区で始められたこの取り組みは、医療情報等をプラスチックの容器に入れて、どこのお宅にもある冷蔵庫に保管し、シールを張って情報キットの所在を知らせるもので、いざというときに備えるものですが、各自治体でさまざまな方法により実施をされておるところでございます。

多くの自治体では既製品のキットを購入し、ひとり暮らし老人の世帯を中心に配布しているようでございます。埼玉県でも熊谷市、加須市、行田市や杉戸町が実施をしておりますが、このうち杉戸町では町職員等から集めた空のペットボトルで3,000個を手づくりをして、10月から配布開始しております。杉戸町では、行田市が配布したものを参考にしたようでございます。

上里町でも高齢化が進み、今年の民生委員の社会調査によりますと、65歳以上のひとり暮らしの世帯は416世帯となっており、ひとり暮らしではなくて高齢者だけで構成されている世帯も747世帯となっていて、上里町の全体の世帯数の1割を超えておるところでございます。もし1人のときに倒れても救急車を呼ぶことができれば、持病の有無、飲んでいる薬の情報、かかりつけ医、緊急の連絡先などがこのキットに集約されていることにより、少しでも早く救急搬送することが可能になると思われます。迅速な措置ができ、救命につながることから、多くの自治体が配布を始めている理由となっておるところでございます。

上里町では、緊急情報キットを備えてもらう取り組みについて、民生委員の協力を得た上で杉戸町の方式を倣い、空のペットボトルを利用し、緊急情報シート・シールを作成し、ひとり暮らしの高齢者世帯をはじめ、高齢者のみで構成されておる世帯、障害者のある世帯などを民生委員の協力により配布していただこうと考えており、準備を始めたところでございます。情報キットがある目印になるシールは、防犯上の観点から玄関には張らずに、冷蔵庫の扉だけに張る方式にし、広域消防本部と連絡をとり、有効活用ができるよう実施していきたいと考えております。

また、1人世帯でなくても、希望される方には配布できるような数の準備をしていきたいと思っておるところでございます。

また、民生委員さんには13日の役員会でもお話を申し上げて、民生委員さんの協力が得られるというようなお話もいただいております。

以上でございます。

○議長（齊藤邦明君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

○教育長（山下武彦君） 新井實議員御質問の2、小・中学校土曜授業の復活についての①小・中学校の土曜授業を復活させることについてにお答えします。

議員御指摘のように、小学校では平成23年度から新指導要領の完全実施に伴い、各学年の授業時数が増加します。小学校低学年が週2時間、小学校中・高学年及び中学校全学年で週1時間の授業時数の増加となります。現在既に移行期間中ということで先取りした形で進めておりますが、来年度は小学校1年生、2年生ではさらに週1時間増加します。4年生以上は、既に移行期間中で実施しております。

学校では、定められた授業時数のほかに、学校行事の関係やインフルエンザによる臨時休業等に備えて多少の余裕を持った時間割を組むことが必要です。町の校長会でも12月に再度確認いたしました。その中で来年度からの時間割として、1年生では毎日5時間授業となり、週一、二度あった4時間の日はなくなるようです。同じように、2年生では6時間授業の日は1日必要となります。4年生以上では、現在も6時間の日を週3日実施しています。このように、下校時間が少し遅くなることはありますが、土曜授業を実施しなくても新指導要領に基づいた教育課程の実施は可能であるとの結論を得ました。

また、上里町の状況を考えますと、土曜日はスポーツ少年団の練習や試合、そして子ども会育成会や公民館事業等の生涯学習事業が実施されており、子供たちの生活の中にもすっかり完全週5日制のリズムが定着しております。このような状況からも、上里町が毎月1度の土曜日授業を実施するには保護者や関係各機関との十分な検討が必要となりますので、来年度からの新学習指導要領の実施は、今までどおり完全週5日制のもとに実施していくこととしております。

教育委員会といたしましては、来年度の実施状況を各学校ごとに確認するとともに、県や近隣市町村の状況を把握してまいります。また、議員御指摘の保護者の意見にも十分耳を傾けていくよう学校を指導してまいります。

上里町教育委員会では、「あいさつ・へんじ・くつそろえ」を町の合い言葉として、生活習慣と学習規律の徹底に力を入れ、今後も上里町児童・生徒の健全育成と学力向上を目指した取り組みを進めてまいります。

次に、3、小・中学校の新聞活用について答弁させていただきます。

まず、来年度からの新聞活用授業の取り組みについてですが、平成23年度から小学校、中学

校と順次全面実施となる学習指導要領において、小・中学校の新聞活用が取り上げられております。例えば、小学校教育課程においては、第5学年及び第6学年の国語では、「読むこと」の言語活動例として、「編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読む言語活動」と記されており、新聞編集の特徴を理解し、編集の仕方や記事の書き方に注意して読むことが大切であると記されています。また、第5学年の社会科では、内容(3)のア「放送、新聞などの産業と国民生活とのかかわり」の中で、「放送、新聞などの産業と国民生活のかかわりを具体的に調べる」と記されています。これらを受けまして、各学校では来年度から使用される新たな教科書に取り上げられた新聞に関する内容や教材としての新聞を活用して授業を展開していくこととなります。

次に、教育委員会の基本的な考えと各学校への取り組み、指導方法についてです。

新聞を教育に活用することは、活字に親しむようになることや世の中の出来事に関心を持つようになる等、大変意義あることと考えております。町内でも授業に活用するということで、新聞社から学級児童数の新聞の提供をいただき指導している学校や、学校の図書室に新聞を置いて、児童が自由に読むことができるようにしている学校もございます。

国内には、社団法人日本新聞販売協会の提唱による「すべての学校へ新聞を」の運動があります。この運動はN I Eと呼ばれ、1930年代にアメリカで始まり、日本では1985年に提唱されて、教育界と新聞界が協力し、社会性豊かな青少年の育成や活字文化と民主主義社会の発展などを目的に掲げ、全国で展開されています。既に、多くの学校において児童・生徒が新聞を活用した学習を行うことを支援しており、総合的な学習の時間等で成果を上げているものと聞いております。

ただ、学校における授業時数は限られており、アメリカにおけるN I E活動のように多くの時間を新聞教育に充てることはできませんが、家庭や学校において新聞を読む習慣を身につけることは、児童・生徒が読解力や表現力といった国語力を高め、言語活動を充実させていくことにつながると考えます。また、社会的事象にも関心を持ち、多面的に考察する力をはぐくむ上でも有意義であると考えます。

そこで、教育委員会といたしましては各小・中学校に対し、新聞等の活用の充実を図ることとした学習指導要領の改訂の趣旨を学校訪問や教育課程検討委員会等の機会を通じ、周知し、指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤邦明君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） どうも関根町長及び山下教育長には、大変私の質問に対して詳細なる

御答弁いただきまして大変ありがとうございます。

時間が限られた中で一、二点ちょっと再質問をさせていただきます。

まず1つ、先ほど町長から、終末処理場後地の整備並びに有効利用について質問した中でおよその答弁いただいたわけでありますけれども、私としては町長に要望したいのは、1つは先ほども町長が答弁してくださいましたように、ある1つの団体的な法人に整備して貸す方法も1つありますし、この間たまたまNHKの12月1日の夜7時半から「クローズアップ現代」というものをたまたまテレビで夕方見ていましたら、週末ファーマーという、これは日本じゅうで大分急増中であるとのことでもあります。耕作放棄地が、日本ではちょうど東京都と大阪府ぐらい、40万ヘクタールぐらいあるようなお話を聞きました。また、農業専従者は日本全体で260万人今就業しているそうです。片や急増中の週末ファーマーも何と200万人、農業に活力がある意味では見出されてきているのではないかというような番組の中でお話がありました。それで、ところによっては、各自治体または農業者の中で貸し農園、200万人の中で貸し農園を手がけ始めている方が非常に多くなっていると。それで、中には専属のサラリーマンが、土・日とか祭日に農業を全然したことがなくて今度は始めるわけだから、どういうものをどういうふうにつくっていいかわからない方が多いので、指導員を置いて、それでわからない人には教えてあげていると。それで、1カ月7.5平米で3,000円とか、15平米で5,000円だとか、そういうような形で貸し農園でやっておられると。そういうものが大分全国的に今はやってきたというんですかね、時代の流れで。

それと、こういうことは、ある意味では外国の、特に中国あたりから輸入したものが、やっぱり消毒していろいろ、幾年か前もいろいろな野菜や果物、肉だとかいろいろ問題がありましたので、そういう消毒に対する自分の食べ物の安全というんですか、食育の安全、そういうことからこういう週末ファーマーが増えているというようなことのようにあります。そして、少々高くても自分でつくってみて、農業というのはこういう大変なんだと。自分の考えだけじゃなくて、天候に左右されたり、自然にいろいろ左右されたり、値段は相手が決めるような、いろいろなそういう問題がある中で、週末ファーマーが自分で農家をやってみて、農業の大変なことが自らわかってきて、少々例えばスーパーや大型店なりコンビニに行っても、買ってみても、何でも値段が安ければいいと、そういう考えも非常に時代の流れで、自分でやってみて農業の大切さ、大変なことがわかって、少々時期によって少ないものは高くてもしょうがないと、そういうような感じも持って、非常に農業に対する国民的な考え方が変わってきたようなお話を聞きました。

それで、1つ、私なんかとしてはあれだけの、先ほども町長は、大分面積が広いわけですね。全部では5町歩、4万4,240かな。これだけのところがありますので、何かひとつ全体的

な中で4分の1なり3分の1なり、そういう農業の団体に貸したり、いろいろほかの役所の資材置き場に貸したりするのもいいんですけども、町の税金であれば買ってあるものだから、農業をしたい方には要するに農業ファーマー、週末ファーマーですか、そういうことも、あれだけの土地があれば、ある程度農業をしたいサラリーマンや、またお年寄りたちで少し例えば作って、余ったものは農協の直売所へ持って行って売ってみたり、そうすれば自分で食べるだけじゃなくて小遣いもとれたり、そういういろいろな面を考えると、そういう農業ファーマーに貸し出す。それ貸し出すまでは農業委員会なり、またほかの農協なりといろいろ話し合いの中で区割りしてやったりするのは大変でしょうけれども、1つ一旦決めればそういう方法である程度回転ができると思いますので、私は例えば、17号バイパスがまだ今後8年、10年先のわけですから、あそこの終末処理場の南あたり走るの。それまでは、道の駅をすぐつくるといいうわけにもいきませんので、そういう点で、そういう急増する週末ファーマーのために貸し農園をつくるのも1つの手ではないかと、そういう考えをしておるんですが、関根町長のその辺のお考えについてお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、新井議員からいろいろと御提案をいただきましたけれども、当時はあそこは公共下水道用地ということで、前の町長さんのときにいろいろ骨を折って、あそこへ終末処理場をつくらうという、そういう計画でもって買った土地でございます。その後におきまして流域下水に切り替わってきたわけございまして、あの土地が不要になったわけございすけれども、目的が違うということで受けていた補助金も国のほうへ返還をさせていただいたというような状況でございまして、当時は終末処理場ということでございすから、当然農地転用ができたわけございすけれども、現在は1種農振地域ということでございすので、ほかに利用することができないということでございす。

何とかいい方法がないかなということでいろいろと模索した結果、あそこへ日本一の蓮をつくらうということで、まず手始めとして8反歩だけあそこの地域に蓮を植えてみようということで、いろいろな蓮を何種類か植えさせていただいたわけございす。なかなか蓮をきれいに皆さんに見ていただくようにするには、やはり大きな資金がかかるわけございす。私も何回も行田の蓮のあそこの池も見てきたわけございすけれども、規模的には例えば4町歩できれば、あれだけの面積が蓮が埋まれば日本一の蓮ができるということで、NHK等も行って、ぜひお昼の天気予報のときにバックに上里町の蓮を映せなんていうことでお話に行ってきた時代もあったんですけども、何年かしている間にやはり雑草が生い茂ってしまったということございす。

いろいろ蓮を栽培している皆さんに相談しながらやってきて、昨年度最後には、いずれにしても、つくっていないときに水を全面に張っておけば草は生えないということで、それらも検討して1年じゅう水を張るようにしましたけれども、なかなかあそこが水が平らに入っていないと。そういう悪条件の中でやはり草が絶えなかったということでございまして、今年はあそこを何とか蓮は諦めて人に迷惑がかからないようにしようということで、今庁内でも貸し農園でもつくったらどうかというようなお話もさせていただく中で検討をしておるわけでございますけれども、なかなか貸し農園も、この辺は農業が多いわけですし、先ほどお話にもございましたように、週末ファーマーということで東京あたりから来てやっていただけるようになればいいんでしょうけれども、なかなか地の利ということも、そういった条件も余り整っていないということもございまして、なかなかその辺のところも難しいでしょうけれども、いずれにいたしましても、あのままではしょうがないということで、今後農業団体につくって土地を管理していただくか、そういう今言われたように貸し農園をさせていただくかということを今考えておるところでございます。

一時、中国のギョウザ問題で非常に日本のそういった無農薬のおいしくて農薬害のない野菜が見直されてきている、そういう部分があるわけでございまして、自分のつくったものを自分で食べるというのは1つの大きなメリットではないかなというふうに考えておるところでございますけれども、今後またひとつ検討させていただく中で考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

○8番（新井 實君） 本当に、町長には懇切丁寧なまた再質問の答弁していただきありがとうございます。ぜひ、終末処理場後地の有効利用については早急に、あの雑草だと、私、昨日も見てまいりましたけれども、とにかくもう枯れ草になっちゃって、あれでたばこの火でも捨てられるとまた野火事みたいになっちゃっていろいろ問題があったり、また神保原小学校の八町河原地区の登下校の防犯、防災等のことを考えますと非常に危険でありますので、とにかく年度内に早く整備をしていただきたいことを再度申し上げておきます。よろしくお願いします。

それと、山下教育長に1点だけ。先ほど土曜授業について大体答弁いただきまして、今の町の現状ですね、土曜授業が来年度からすぐ難しいということは大体内容はわかりました。スポーツ少年団、生涯学習等々、上里は大変運動やスポーツが盛んなところで、それもまた学校の1つの教育の一環で健康、体力づくりということで非常に大事なことであります。それは本当にいいことなんですけれども、ただ先ほど先生から、1年生が5時間で、2年生が6時間が週

1回かな。それと、4年生以上が6時間が週3回あるわけですね。そういう中で、これが本当に子供たちはこれだけの毎日5時間、6時間というものを本当に自分から何とか時間的、体力的、精神的にこれで、校長会なり各学校の先生方の中の話し合いの中ではそういうことが決まったようなお話をさっきお聞きしましたけれども、先ほども教育長言われましたように、今後は私が言ったように、やっぱり子供たちの意見やアンケート、さらには父兄の意見やアンケートも参考にしながら、やっぱりこれだけ週5時間なり6時間という非常に小さい子に対してはかなり過密な授業体系ではないかなと私自身は思うんですけれども、その辺のことを今後の平成23年度の新学習指導要領の中で、教育委員会は各学校の担任の先生、各学年の担任の先生や、そしてまたPTA、父兄、地域の人たち、運営方法いろいろな面であるでしょうから、そういう中でまた子供が授業や、また運動もしているわけですね、スポーツや。そういう中で、1週間、半月、1カ月と体を無理せずに、ある程度1年間を通して精神的に、体力的に安定して勉強なり体力の保持ができる、そういう教育体系というものを私はぜひこれを機会に来年度に向けてぜひ土曜授業復活を含めて再検討していただければということをお願いしたいと思うんです。改めて教育長の答弁をひとつ伺って終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤邦明君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

○教育長（山下武彦君） 今御指摘いただきましたように、私としても今後周囲の状況や、それから学校の現実の状態、それらを見ながら検討していきたいと思っております。

ただ、問題点は、法律上では週5日制というのはもう学校教育法も出ていますし、労働基準法でもなっているわけですね。そういうことで、これを5日制をやったときにはかえって土曜日の受け皿をどうするかということが大変問題になったわけですね。いろいろ皆さんに御協力をいただいて、スポーツ少年団や生涯学習的なところで、あるいはいろいろな面で土曜日を何とか皆さんで子供たちにいろいろ体験をさせてほしいというふうになったわけなんですね。それが、今度学力の問題になってきて、土曜日も授業をしたほうが力がつくんじゃないかということを行っているわけですが、方向が少しまた揺らいできているわけですね。それで、実際法の中ではいけないというふうになっているわけなんです、それを土曜日にやっているということは、議員御指摘のように、土曜日は参観授業だというふうに言っているわけですね。参観だから、普通だったら振り替えをするわけですね。普通、運動会なんかは日曜日にやりますけれども、必ずその次休みにするとか、1週間以内に休みとっていますよね。だけれども、今度の場合には非常に難しいところがあって、教員のほうは労働基準法でどうしてもしょうがないから、夏休みあたりに、長い期間ですけれども、スパンで振り替えをとりますと言

っているんですけれども、子供は振り替えがないんですね、夏休みはもともとあったんですから。それで、それはどうしたらいいんだといったら、保護者がそれは承知すればいいんだというんですね。子供のことは、保護者がそれでいいよと言えればそれでいいんだという、そういうことで実施しているんだということ、そういう非常に矛盾もあるということは承知しておいていただきたいと思いますが、いずれにしてもそういう流れの中で考えなくてははいけませんので、また来年度検討してまいりたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 8番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤邦明君） 一般質問を続行します。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番山下博一でございます。

議長から許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問に入らせていただきます。

私は、町民の安全・安心なまちづくりを念頭に置きまして、次のことを一般質問として取り上げることにいたしました。1番目、緊急医療について、2番目、生活保護受給者再チャレンジ事業について、3、学校耐震化・建て替え等についてであります。

まず、緊急医療について質問させていただきます。

私は、過日11月14日日曜日朝8時から正午まで、上里中学校で実施されました上里町消防団・署特別点検に参加いたしました。地元の大勢の皆さんの見守る中で、消防団員の日ごろの消防操法訓練の成果を披露する特別点検が実施されました。団長を初めとして、団員の非常にきびきびした態度で訓練の成果が披露されました。特別点検終了後の関根町長の講評も大変高いものでありました。

さて、我が国の消防は、昭和23年に消防組織法が施行され、市町村消防を原則とする自治体消防制度が誕生して以来、関係者の努力の積み重ねにより制度、施策、施設等の充実強化が図られてきました。火災の予防、警防はもとより、救急、救助から地震、風水害への対応まで広範囲にわたり、日々国民の安全の確保に努めているところであります。

このように、災害等から国民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務はますます大き

なものとなってきております。その中で国民の安全と安心を向上させていくためには、総合的消防防災行政を迅速かつ積極的に推進していく必要があります。

平成21年版の消防白書では特集といたしまして、「消防と医療の連携の推進～消防と医療の連携による救急搬送の円滑化～」と題し、平成21年10月30日に施行された消防法改正の経緯、改正内容について解説しています。

救急業務は、国民の生命、身体を事故や災害、疾病等から守り、安心・安全な社会を確保するものであり、国民にとって必要不可欠な行政サービスとして定着しております。

近年、医療の進歩とともに、傷病の発生初期に実施すると効果的である医療技術が発達し、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から重要な課題とされております。救急搬送に長時間を要した事案も発生しており、平成20年中の救急隊の現場到着時間は平均7.7分で、平成10年の平均6分に対して1.7分長くなっております。病院収容時間は、平成20年において平均35分で、平成10年の平均26.7分に対して8.3分長くなっております。遅延傾向にあると言われております。このような中、平成18年及び平成19年に奈良県で、平成20年に東京都で発生した妊婦の救急搬送事案など、傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決まらない事案が発生しており、国民の安心・安全確保の観点から、円滑な救急搬送及び受け入れの体制を構築し、受け入れ医療機関の選定困難事案を解消することは喫緊の課題となっているところでございます。

救急搬送における医療機関の受け入れ状況といたしまして、全国各地における救急搬送時の受け入れ医療機関の選定困難事案の発生を受けて、消防庁では救急搬送における傷病者の搬送・受け入れ状況を把握するための調査を実施しました。その結果、本来、2次医療機関以下の救急医療機関で受け入れるべき患者が3次救急医療機関に搬送され、受け入れ能力を超えてしまうことにより受け入れ不能となるケースがある等の状況が推測されます。

救急業務とは、事故または急病による傷病者のうち、緊急に搬送する必要があるものを救急隊によって医療機関に搬送することと定義されています。搬送というと、単に運びさえすればいいかと思いがちであります。しかし、搬送途上で傷病者の病態が悪化してしまっただけでは何にもならない。そうならないためには、搬送中も一定の手当てを行うことが必要となります。救急業務の担い手は救急隊であって、医師の搭乗が義務づけられているわけではありません。先日の上里町消防団・署特別点検でも、救命活動の一端を実施検証することができました。

少し古い話で恐縮でございますが、覚えていらっしゃる方もいると思いますが、1995年3月20日、15年前の朝地下鉄線内で起きた俗に言う地下鉄サリン事件であります。私は、この事件に遭遇した乗客の1人でありました。あの事件で13名の方が亡くなり、被害者が最も多かった

のが私が乗った日比谷線の乗客でした。あの日は、築地の会社に行くのに、上野から地下鉄日比谷線で築地駅まで行くというところ、手前の茅場町駅で電車がとまり、ホーム駅員がマイクで早く地上に避難しろと叫んでいました。地上に出る階段には人がうめき声を上げながらばたばた倒れていました。そこから築地の会社までどのようにしてたどりついたか記憶は定かではありませんが、聖路加国際病院に近いことから、救急車の音が1日じゅう鳴りやまなかった記憶があります。この事件で学んだことは、聖路加国際病院の危機管理能力でした。この事件に遭遇したからかわかりませんが、最近救急車の出動回数が多いと気になります。

上里町の救急車の出動回数を調査してみると増加傾向にあります。平成22年1月から9月まで、救急件数は本庄児玉郡市で前年比約270件増加、増加率は約11%であります。内容は、交通事故などよりも急病人の関係が増加傾向にあります。急病だけで毎月六、七十件あります。そのほかに、交通関係の救急搬送が毎月平均で15件発生しています。救急車の出動回数増加に関連して、この救急医療の実態について町長にお伺いします。また、救急搬送で比較的軽微と思われる急病人の利用で、本来必要な急病人に救急搬送が間に合わないケースも危惧されますが、いかがでしょうか。

②近隣の病院との連携について。

上里町は、地理的には埼玉県北の玄関と言われております。児玉郡市広域消防本部から提供された平成21年救急統計資料によりますと、搬送先の医療機関は、1次医療機関から2次・3次医療機関に搬送された合計は906人です。この医療機関へ搬送された906人中384人が他県、群馬県への搬送医療機関に搬送されたことになります。医療機関への搬送先の市町村としては、本庄市が475人に対し藤岡市が309人、深谷市が37人、高崎市が26人、伊勢崎市が22人、前橋市19人など、群馬県への搬送が42%あります。こと2次・3次医療に関しては、住民の皆様の選択の結果で、傷病者の搬送先が群馬県の病院のケースが多々あることであります。救急業務の担当者は、今後近隣病院との連携が必要ではと思いますが、緊急医療体制の課題としてなかなか難しいテーマと思いますが、このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

③休日夜間の時間外診療体制について。

定住自立圏共生ビジョンでも、この休日夜間の2次救急医療について基盤を整わせることが課題と言われております。現状は、毎月発行される町の広報「かみさと」で、休日急患診療、在宅当番医療機関について広報活動がなされています。具体的には、本庄市の保健センター内で、午前9時から12時と、13時から16時、午後7時から10時までとなっております。特に、子育てにかかわることで、先般、住民の方から、休日夜間の医療機関の対応はできていない。夜中に熱を出して問い合わせたところ、高崎の病院までマイカーで搬送したとのことでした。休日夜間の時間外における小児等の緊急医療体制について、町長にお伺いいたします。

④救急・災害等の上里町ホームページの改訂について。

現在、上里町のホームページ上で防災・救急に関する問い合わせをしようとすると、暮らしの便利帳を開くと、下7段目ぐらいに防災・救急コーナーがあります。緊急時に上里町のホームページに問い合わせで連絡先を探そうとしても、ふだん使いなれていない方は見つかりません。防災・救急に関する内容は見直しをしていただければと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

救急医療については以上です。

(2)生活保護受給者再チャレンジ事業について質問いたします。

埼玉県は、厳しい雇用情勢を反映し、生活保護受給者が急増しています。埼玉県の統計資料によりますと、平成20年度生活保護を受けている受給者は、月平均で3万9,885世帯、人数で5万6,882名となっております。最近の数字としては、保護を受けている世帯は5万3,590世帯に増えていると言われております。

生活保護の増加の背景には、さまざまな要因が複雑に関係していると推測されますが、景気の動向も大きな要因の1つと考えられています。景気と生活保護の動向の関係を労働市場の雇用状況で見ると、一般に求人倍率が高くなり職が得やすくなると、保護率は低下する傾向にあります。逆に、求人倍率が低くなり職が得にくくなると、保護率は上昇する傾向があると考えられております。また、埼玉県の生活保護統計資料によりますと、上里町のこの保護率は8.9、22年度の1月の速報値でございますが、8.9でございます。他の神川町が4.9%、美里町が4.4%となっております。ちなみに、本庄市が10.2%、上里町と同規模の人口3万3,000人である小川町が8.8%であります。

埼玉県は、この9月から生活保護受給者再チャレンジ支援事業を始めました。この事業は、生活保護から自立への再チャレンジとも呼ばれています。この事業については、大きく3つの取り組みがございます。1として、職業訓練支援員事業。職業訓練支援員が、主に20歳から40歳代の保護受給者の職歴や適正に応じて、介護やボイラー技士等の資格や技術を取得できる職業訓練の受講を支援します。2つ目として、住宅ソーシャルワーカー事業。住宅ソーシャルワーカーが、一時的な住まいの場である無料低額宿泊所に入所している保護受給者の年齢や心身の状況に応じて、社会福祉施設や民間アパートへの入居を支援します。3つ目として、教育支援員事業。教育支援員が、保護受給世帯の中学3年生とその親の相談に対応するとともに、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るため、県内大学との連携により学生ボランティアを活用した学習教室を開設し、高校入学までを支援します。この事業は、民間団体の支援ノウハウや経験を活用して効果的、効率的に実施するために、委託により実施することです。

上田知事は、いつでも、どこでも、何度でも、だれでも挑戦ができるような社会、それをつ

くる努力をすることが大事だと考えております。貧困はあるかもしれないけれども、貧困が連鎖し固定化すると、将来の希望を持てず、社会の活力が低下する。貧困の連鎖を断ち切るためには、本来、国において福祉分野のみならず教育や雇用などを含めて総合的な対策を考えなければならないと思います、と述べております。

では、どのような方が増えたのか。それは、仕事が見つからず収入がない方、失業しないまでも収入が大幅に減った方々と言われています。

改めて申し上げるほどではないと思いますが、生活保護制度について、目的は3つあります。生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、1、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、2、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、3、自立を助長することを目的としています。私は、このうち3つ目の自立を助けてあげること、つまり自立を支援してあげることに着目しております。

生活保護制度の申請については、いろいろ御事情、本当にさまざまな事情で生活保護の申請を余儀なくされる方がいらっしゃると聞いております。仮に保護世帯の子が、このように学業を断念してしまうことで安定した収入を得ることができず、将来家庭を持つときに、自分も生活保護を受けるようになるという貧困の連鎖を招くことが問題となっています。貧困の連鎖から脱出を図れるようにしたいと思います。

この教育支援員事業について、熊谷に学習教室が開設されると聞いております。地域格差を解消し、できるだけ多くの保護世帯の子供に学びの機会を与えていただきたいと思います。生活保護受給者再チャレンジ事業に関連した3事業、職業訓練支援員事業、住宅ソーシャルワーカー事業、教育支援員事業について、町長のお考えをお伺いします。また、本事業に関して、上里町の生活保護受給者再チャレンジ事業について取り組むことができるとすれば、どんな取り組みをされるのか、町長にお伺いいたします。

3番目、まず公立学校における施設について。学校の耐震化・建て替え等について御質問いたします。

公立学校における施設については、児童・生徒たちにとって1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、公的な学校教育を支える基本的な施設であります。公立学校の役割はまた、地域住民にとっても文化、スポーツなどの活動の場となることから、地域コミュニティの拠点として重要であります。さらに、地震等の非常災害発生時には応急避難場所となるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っております。

埼玉県においては、耐震性が確保されている施設は、公立小・中学校施設で69.1%にとどまっております。一方では、耐震診断について、耐震化優先度調査等も含めれば、公立小・中学校施設で99.7%（平成22年4月1日現在）について実施されております。建物ごとの耐震性能

の状況がおおむね明らかになってきています。また、平成17年11月、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、すべての都道府県において、学校施設の耐震化を含む都道府県耐震改修促進計画が策定されることとなっております。さらに、平成20年5月に発生した中国・四川大地震において、校舎の倒壊により多くの児童が犠牲になったことから、地震防災対策特別措置法を改正し、耐震化事業の補助率のかさ上げや耐震診断結果の公表義務化を行うなど、国を挙げて耐震化を加速することになっています。

今後も安全・安心な教育環境を整備、充実するために、国の補助制度を活用し、財源の確保に努めながら、倒壊等の危険性が高いとされる施設を早期に耐震化するとともに、その他耐震の必要性のない学校施設についても計画的に耐震化を進めていただきたいと思います。

消防庁の調査によれば、平成15年4月1日現在、学校施設では、その約8割が防災拠点に指定されているとともに、地域の防災拠点に指定されている公共施設のうち約6割を占めており、耐震化とともに防災拠点として非常用電源等の必要な諸機能の整備が重要であると言われております。

一方、国と地方の厳しい財政状況の中で、学校施設は社会資本として一層有効に活用することが求められ、効果的、効率的、計画的に整備していくことが課題と言われております。今後、町内小・中学校耐震化が完了した後の学校施設の課題として、防災拠点化と環境対策であると考えております。既に、エコスクールと称して、学校で環境について学ぶモデル校制度があります。今回、上里中学校の建て替えに関して、質的整備等も計画されていると思います。

これは私の提案ですが、非常用電源と空調設備として、学校の屋上に太陽光発電システムを設置して、子供たちに毎日の太陽光発電の発電量を測定させる環境活動の取り組みと同時に、教室にエアコンを設置して夏場の猛暑対策や冬場の暖房等、教室の環境整備のモデル校として検討されたらと思いますが、いかがでしょうか。

つきまして、上里中学校の耐震化、建て替え計画について町長にお伺いします。

今後、プロジェクト体制で推進していくとお聞きしていますが、建て替え計画の進捗状況について、そのプロジェクトの推進体制、予算に関連して国や県の補助金額、質的整備の内容についてお伺いいたします。また、上里中学校を除く町内小・中学校の耐震化の状況について、町長にお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（齊藤邦明君） 2番山下博一議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 山下議員の質問に対し、順次答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、救急医療について、救急車出動回数増加に関連して、救急医療の実態について御答弁をさせていただきます。

児玉郡市広域消防の救急車の出動件数は、平成21年度においては管内全体で4,960件、このうち上里町への出動件数が993件となっており、全体の2割を占めておるところでございます。また、本年1月から11月末まで、広域全体で4,803件、このうち上里町の出動件数は997件になり、既に現時点で昨年の出動件数を上回っており、救急車の出動件数は年々増加傾向にあるところでございます。

本年における上里町の救急出動内容は、交通事故が154件、急病が646件、その他が197件の内容となっており、11月までの平均で1日当たり救急出動の件数は2.98件ですが、急病に関する出動は月平均で58.72件で、1日当たり5.68件の出動となっており、急病に対する出動件数は年々増加の傾向にあるようでございます。

救急要請が増えた原因は、交通事故の増加や急病による救急の要請が増加したものと、本年は熱中症関係もあり、これらの要因で救急出動の要因が増えたものと思われておるところでございます。

また、救急車の搬送先については、昨年1年間の上里町を見ますと、本庄市の医療機関が52%、次に藤岡市の医療機関が34%、高崎市と伊勢崎市が3%、前橋市が2%の順となっており、上里町から救急搬送の医療機関を見ますと、群馬県への依存率が非常に高い状況になっておるところでございます。これは、病院と共有情報や協定はないものの、隣接する地域性や広域消防からの搬送依頼に、群馬県の各医療機関の協力により、多くの救急患者を受け入れていただいている状況であるというふうに伺っておるところでございます。

また、議員の言われた救急車のタクシーがわりの問題は、東京消防庁ではタクシーがわりに救急要請をする問題も報じられておりますが、児玉郡市広域消防に照会いたしましたところ、現在までにそのような事例はございませんというようなお話をいただいております。しかし、病気やけがであって、軽症の状況で治療の必要があり、一般通院では診療時間等の待ち時間がかかるため、救急要請して搬送を受けて、優先的に診療や治療を受けるような意識的な利用はないとは言えないそうでございます。

いずれにいたしましても、救急車の要請は、けがや病気で一刻を争う傷病者に対するものであって、救急以外に救急車を要請することは、本当に救急車を必要とする事故等が発生した場合、他の市町からの出動となり、救急車の到着に時間がかかる場合もあり、救える命も救えないおそれもあります。一刻を争わないものは、他の交通機関や家族等で対応していただく等、救急車の適正利用の方法について、広域消防とも協議をして利用方法のPRに努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、②近隣の病院との連携について、③の休日夜間の時間外診療体制についての質問でございます。

初めに、近隣の病院との連携でございますが、救急医療につきましては、医療法に基づく埼玉県地域保健医療計画に位置づけられ、上里町は熊谷、深谷地域、児玉郡市を含む3市4町からなる北部保健医療圏に属し、地域保健医療計画推進のため、医療提供者、医療受給者の代表、行政の代表等からなる委員30名による北部保健医療圏地域保健医療協議会を設置、北部保健医療圏地域保健医療計画により救急医療事業等を推進しておるところでございます。

この医療圏は、第2次救急医療体制の充実を図るため、平成22年4月から、児玉地域、熊谷地域、深谷地域が統合、新組織になったものでございます。

次に、児玉郡市の救急医療体制でございますが、初期救急につきましては、休日に発生した外来治療を必要とする軽症の救急患者には、本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所と医師会会員の協力により、在宅当番医制で対応をしておるところでございます。

2次救急は、休日や夜間における入院治療を必要とする重症の救急患者で、病院群輪番制方式により、本庄市内の5病院が当番日を定めて24時間体制で対応をしておるところでございます。さらに、生命にかかわる救急患者に対する第3次救急は、高度な医療を24時間体制で提供するもので、埼玉県内7カ所の救命救急センターで対応しており、県北部は深谷日赤病院に設置されておるところでございます。

当町を含め、北部地域の病院の救急搬送先につきましては、輪番病院がございしますが、患者のかかりつけ医等、また病状により専門病院へ搬送するものであり、群馬県への搬送先が多くなっている現状でございます。

当地域の救急医療は、救急医療の充実と埼玉・群馬県の枠を超えた医療圏の構築等が課題とされ、第1回北部保健医療圏地域保健医療協議会において、管内市町の委員から検討課題の1つとして提言されており、これら課題は今後地域保健医療協議会の中で協議をしてみたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、休日夜間の時間外診療体制でございますが、休日夜間につきましては、今申し上げた初期救急、2次救急、3次救急医療体制で推進しておるところでございます。

小児救急医療にあっては、初期救急は、午前9時から午後10時まで本庄市休日急患診療所で対応、また夜間の7時から10時までは深谷日赤病院ほか1病院が休日急患診療所を後方支援しておるところでございます。ほか1病院と申し上げましたのは、熊谷の総合病院だそうでございます。

2次救急は、休日夜間の熊谷、深谷、児玉地区小児救急医療支援事業により、広域での体制で深谷日赤病院ほか2病院が参加、対応しておるところでございます。これは、行田総合と熊

谷厚生連病院、これはJAで行っておる病院でございますけれども、この3病院が参加をしていただいております。

しかし、この2次救急医療体制は、平成16年度には6病院で対応していたものが、現状では軽症患者の受診等による勤務医の負担増による当直医の確保困難や小児科医の不足等により3病院での対応という状況となり、小児救急医療の空白日が生じておるところでございます。

埼玉県では、この空白日を3年計画で埋めるため、医師派遣事業の導入により、今年度から深谷日赤病院への医師派遣を実施しております。また、休日や夜間における保護者の不安を解消するため、小児救急相談（＃8000）を実施し、子供の急病時の家庭における対処方法や受診の必要性、看護師が相談に応じるなど、小児救急医療の充実を図っているところでございます。

なお、救急医療体制の充実につきましては、平成22年11月制定の本庄地域定住自立圏共生ビジョンの中において、軽度、軽症患者の2次救急医療機関の受診の増加に伴う医療機関の負担の増大、2番としまして休日急患診療所の拡充の検討、3といたしまして圏域を超えた救急搬送の受け入れに伴う関係機関との連携強化等の問題と、限りある医療資源の中でより質の高い救急医療の提供等郡市町で取り組むこととなったところでございます。今後、関係機関と連携を図りながら救急医療の充実を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、救急・災害等の上里町ホームページの改訂について答弁を申し上げます。

上里町のホームページも、開設以来、既に33万7,000件を超えるアクセスをいただいております。ホームページに対する利用面について、御意見や要望も、町長への手紙やメールも数多く寄せられており、改訂できるものはこれまでにでも対応し、改訂をしてまいったところでございます。

上里町のホームページのトップページにつきましては、救急・災害時の情報は暮らしの便利帳から入り、次に防災・救急に入り、児玉郡市広域消防のホームページにアクセス、休日夜間診療についても暮らしの便利帳から入り、次に健康・医療に入り、休日夜間診療のホームページにアクセスしなければなりません。この方式は、本庄市を除く児玉郡の2町では同様なアクセス方法となっており、利用するには時間のかかる方法であると思います。

議員の言われました本庄市のホームページは、防災・救急については、トップページから必要な情報が直接アクセスして掲載情報の入手できる方法となっております。現在の情報化が進む中で、利用する方々にとって、自分が知りたい情報がすぐに取り出せることが一番の重要なことと考えております。従いまして、重要な救急・災害時の情報については、トップページから直接アクセスできる方法を検討し、改訂を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、生活保護受給者再チャレンジ事業についての御質問でございます。

埼玉県がこの9月から始めた生活保護者再チャレンジ事業についてですが、この事業は3つの事業を推進することにより、生活保護受給者の自立を促す目的により始められたものでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられておりましたその1、職業訓練支援事業は、就労可能な生活保護受給者に対して、職歴やコミュニケーション能力等の適正に応じた職業訓練の受講に結びつけ、再就職まで一貫した支援を行うことを目的とし、若者支援や職業訓練などの自立を進めるNPO法人ワーカーズコープに委託されておるところでございます。

その2として、ソーシャルワーカー事業については、安定した居宅のない者に対して、年齢、障害の程度、生活能力等を踏まえ、民間アパートなどに入居させ、安定した地域生活が送れるよう支援をする事業で、社団法人埼玉県社会福祉協議会に委託をしておるところでございます。

また、その3、教育支援事業は、中学3年生の生徒及びその保護者に対して、高等学校進学的重要性を理解してもらい、基礎学力の向上を図ることにより全日制高等学校への進学を支援することを目的とし、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークに委託されておるところでございます。

上里町の対象者及び取り組みについてですが、上里町的生活保護受給者は12月1日現在で166世帯、266人となっております。上里町は福祉事務所が設置されておらないため、生活保護事務の決定等は埼玉県北部福祉事務所が所管をしており、町では申請の受け付け及び保護費の支払い、連絡書（医療券）の発行事務などを行っております。埼玉県が実施している今回の支援事業については、北部福祉事務所の上里担当のケースワーカー4人が、さきに述べた3事業に該当すると思われる受給者と委託事業所をつなぎ、自立に向けた訓練等を開始するものでございます。北部福祉事務所に確認しましたところ、12月6日現在で、職業訓練支援を受ける対象者は6名、うち支援開始者が4名、住宅ソーシャルワーカー事業については対象者2名で、2名とも支援を開始しているということでございます。また、教育支援につきましては対象者が1名で、支援は開始しているとのことでございました。町といたしましても、北部福祉事務所と連絡をとりながら、生活保護受給者の自立に向け支援を行っていききたい、このように考えておるところでございます。

次に、3番の学校耐震化・建て替え等について、①の上里中学校の耐震化・建て替え計画の進捗状況について答弁をさせていただきたいと思います。

上里中学校の耐震化につきましては、上里中学校耐震化庁内プロジェクトチームにより検討を重ねておるところでございます。プロジェクトチームによる中間報告が昨年2月に提出されました。その中間報告には、まず校舎棟から着手すべく、現校舎の南側に新校舎を建設し、特別教室等については補強を行うというD案が報告されたところでございます。

その後、昨年12月の議会の一般質問で、議員から校舎建設の提案をいただいたところでございます。内容は、古い特別教室棟も補強でなく現在の建物の北に新築し、体育館を西側に新築した後、古い特別教室棟と古い体育館を解体し、その位置に新校舎棟を建設する。そして、旧校舎棟を解体し、プールを西側に新設し、旧プールを解体するという案をいただいたところでございます。

D案では、初年度から校舎棟に着工できるメリットがありますが、現校舎棟の南側に建設ということで、校庭が狭くなってしまうというデメリットがあります。また、議員の御提案でも、敷地の利用面ではメリットがあるかわりに、校舎棟にすぐに着手できないというデメリットがあるわけでございます。

本年2月よりプロジェクトチームにより検討を重ね、両案のメリットを生かした計画ができないか検討を重ねておるところでございます。

また、本年度、体育館の耐力度の調査を行い、基礎の鉄筋コンクリート部分の強度はあるものの、屋根の鉄骨部分は強度不足という結果が出たわけでございます。

現在、プロジェクトチームでは、上里中学校耐震化計画の基本である安全・安心な学校づくりのもとに、プレハブ校舎を利用せず、校舎棟の建設を最優先して耐震化計画できないのか。プールは、利用度及び費用対効果の面から改築の必要があるかどうか検討をしておるところでございます。

また、PTAの役員さんからも御意見をお聞きし、最良の耐震化計画が作成できるよう取り組んでおります。

上里中学校の耐震化については、私の選挙公約の大きな1項目でもあり、昨年度上里中学校施設整備基金として2,000万円積み立てました。本年度は、当初予算で3,000万円計上したわけでございますけれども、今回補正予算で3億円計上したところでございます。本年度末には、上里中学校施設整備基金が3億5,000万円となります。

また、職員体制につきましても、11月1日付の人事異動により学校教育課に職員1名の増員を行い、体制の充実を図っておるところでございます。

また、学校は防災拠点として指定されているので、一朝有事の際の避難場所として重要な位置づけにもなされておるところでございます。

今後、耐震化の基本的な計画が固まり次第、計画における将来を見据えた利用形態・温暖化に対する考え方、内装に関する基本的事項等、基本的なコンセプトや事業予算について、プロジェクトチームにおいて具体的な検討をしていきたい、このように考えておるところでございます。

また、山下議員から御提案をいただきました太陽光発電、冷暖房のことにつきましても検討

をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、3番の学校耐震化・建て替え等について、②の上里町小・中学校の耐震化状況について答弁をさせていただきます。

国の耐震補強の基準では、建設年次が昭和56年以前の建設の建物について第2次耐震診断を行い、Is値で0.6以下の建物について耐震補強を行うこととなっておりますが、上里町では昭和56年以前に建設の建物について第2次耐震診断を行い、Is値が0.75以下の建物について耐震補強を行うこととしておるところでございます。

小学校につきましては、5校とも建設年次が昭和56年以前の建物であり、第2次診断を行い、賀美小学校を除く4校が上里町で定める改修基準のIs値0.75を下回ったところでございます。

平成16年度に神保原小学校、平成18年度に七本木小学校、平成21年度に上里東小学校の耐震補強工事とトイレの改修工事を行ってきたところでございます。

現在、長幡小学校の耐震補強工事等トイレの改修工事の詳細設計を行っており、平成23年度に耐震補強工事とトイレの改修工事を行う予定としておるところでございます。

小学校につきましては、長幡小学校の改修工事が終了すれば、校舎については終了することになります。

中学校につきましては、上里北中学校は昭和57年度建設であり、対象外であります。上里中学校につきましては、上里中学校の耐震化・建て替え計画の進捗状況について答弁をさせていただいたところでございます。

体育館につきましては、上里東小学校と上里北中学校の2校は昭和57年以降の建設でありますので対象外であり、上里中学校の体育館については本年耐力度調査を行い、強度不足との結果が出ておるところでございます。

今後、上里中学校の耐震化を最優先に進め、上里東小学校を除く小学校4校の体育館につきましても検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤邦明君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 2番山下でございます。

町長の答弁、いろいろ詳細にわたっていろいろな内容ですね、ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきます。

この緊急医療について、現状を町長から御報告がありまして、原因とか対策等についても細かく御答弁いただきました。中で、やはり1次診療、2次医療機関、2次、3次という形である中で、どうしても具体的な町長の答弁の中で、やはり群馬県への搬送、2次、3次になると

ほぼ群馬県の医療機関に頼らざるを得ないという状況があるかと思います。先ほども私が言いましたように、救急の広域消防本部の担当者は、搬送するについては責任を負って医療機関に送り届けるんですけれども、実際はその間に救命活動とか、そういった複雑といいますか、いろいろな活動があるかと思います。そういう中で、やはり群馬県に搬送するについても、群馬県の医療機関の受け入れ、そういったものがやはりいろいろ課題として出てくるのではないかと。先ほど私が言いましたように、手術中とか病院が満床とかいろいろな事例があって、実際受け入れられない状況が発生するかと思うんですが、それについて、広域消防本部とか、そういったところの中でいろいろな情報を持っておられるのかどうか、それを1点お聞きしたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 救急医療の充実ということで、特別には提携は群馬県とは結んでいないわけでございますけれども、今群馬県側が、特に藤岡、伊勢崎等が救急医療に対しまして受け入れ体制を整えていただいておりますから、受け入れはやっていただいておりますけれども、搬送する前に入れるかどうかというのは、どこの病院でも全く同じことが言えるんだろかと思いますけれども、今後とも地域協議会がございますので、その医療体系がきちんと群馬県と整えるように、今後も協議会にぜひきちんと医療体制の協議が進められるように、私のほうからも提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） ありがとうございます。ぜひ、その辺を町長から先頭に立ってやっていただきたいと思います。

それから、上里町のホームページの防災・救急コーナーについても見直しいただけるということで、ありがとうございます。

それから、もう一点再質問ですが、生活保護受給者について、実際の生活保護のケースワーカーさんが大変努力されて具体的な活動、動きをされているようなので、具体的なこの成果といますかね、その辺を十分、まだ動き出した事業ですが、ぜひ成果としてどのような形でされているか注目をしていただきたいと思います。

それから、最後といいますか、上里中学校の体育館について、私のほうから提案させていただきます学校の耐震化含めて、実際私は上里中学、北中を見せていただきまして、明らかに昭和56年以降の北中が建設された体育館とかと、その以前に建設された上里中学の体育館については、もう構造物上はしっかり上里中学については十分でないということで見ておりまして、

この辺も耐震化、建て替えを含めた中で早急にされるかと思うんですが、体育館等についてもあれがかなりフレーム自体が非常に弱い構造になっているという見方していますので、この辺について、具体的にいつごろまでにという何か目標といいますか、日程等がわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 中学校の建て替えにつきましては、いずれにしましてもいろいろな提言もあるわけございまして、我々もいろいろと視察等も行ってきた、いい点、悪い点も精査をしておるところでございますけれども、いずれにしましても、今年度いっぱいには基本計画は策定したい。また、基本的なことが決まりますれば、議員の皆さんにも報告をさせていただいて、また議員の皆さんの御意見等も拝借をしたいというふうに思っておるところでございます、来年度は詳細設計に入りたいということで、先ほども申し上げましたけれども、その準備といたしまして、今年も建設基金ということで3億円を基金のほうへ補正で上げさせていただいたところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） それから、予算に関して、町は補正予算で3億円ということなんですが、国や県の補助金というのがあるかと思うんですが、全体構想ができた段階でその国や県の補助金に対して申請するのか、その辺の補助金について教えていただきたいんですが。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 国・県の補助金につきましては、耐震化における国の補助金につきましては建設費の3分の1が見込まれておるところでございます。残りにつきましては起債及び一般財源ということになりますけれども、学校の計画が具体的にになりますから、総予算ということで当初計画しておりました予算とは大幅に変わってきているような状況でございますので、そういった部分でできる補助金については申請をして補助金を当然受けながらやっていきたいというふうにも思っておるところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 町長から詳しい答弁いただきまして概要わかりました。ぜひ、上里中学、それから耐震化についてはやはり早急の課題ですので、ぜひ最優先で進めていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

以上で再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（齊藤邦明君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午後1時30分再開

○議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤邦明君） 一般質問を続行します。

1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番の植原育雄でございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。前にも申し上げてありますが、キーワードは安全と安心、選択と集中、官民協働であります。前9月定例議会では、選択と集中（行財政改革等）2、住民の実態調査、正確な住民基本台帳の記録を確保するための市町村の努力、3、地域見守り支援、地域を巡回する民間企業等の協力を得たお年寄りや子供たちを見守るネットワークづくり、4、学校の施設、主に上里中学校の野球場の防球ネット改善及び校庭へのスプリンクラー設置の4件につきまして町長、教育長に質問をさせていただきました。

今12月定例議会では、①上里町内の社会教育施設（公民館）について、②若年者の就職支援について、③旧公共下水道用地の活用について御質問をさせていただきます。

まず、上里町内の社会教育施設（公民館）について、町長と教育長に御質問させていただきます。

最初に、公民館の現状、改善事項と課題について質問いたします。

皆様も御存じのとおり、世の中は団塊の世代の定年退職を迎えて、大勢の方が町内の公民館を利用し始めております。公民館は、生涯学習の拠点として、ますます重要度を増してきております。

昭和34年12月28日、文部省告示第98号で公民館の設置及び運営に関する基準を定めております。第1条、公民館の設置者（市町村長）は、この基準に従い公民館の水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。第3条、公民館の建物の面積は330平方メートル以上とする。ただし、講堂を備える場合には、講堂以外の建物の面積は230平方メートルを下らないものと

する。第4条、公民館には、その事業に応じ、次の各号に掲げる設備を備えるものとする。1、机、いす、黒板及びその他の器具。2、写真機、映写機、テープレコーダー、音楽発生装置、テレビ、ラジオ、拡声用増幅器及びその他の視聴覚教育用具、3、ピアノまたはオルガン及びその他の楽器、4、図書及びその他の資料並びにこれらの利用のための器材器具、5、実験・実習に関する器材器具、6、体育及びレクリエーションに関する器材器具。第5条、公民館には、専任の館長及び主事を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事の数を増加するように努めるものとする。2号としまして、公民館の館長及び主事は、社会教育に関し識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識と技術を有する者をもって充てるように努めるものとする、などが規定されております。

公民館の主事とは、公民館に配置され、公民館長のもとにあって、社会教育の機会の企画、提供及び地域住民との連携の中で社会教育の質を高めていく専門的職員（社会教育法第27条、公民館の設置及び運営に関する基準第8条の職員）のことです。公民館主事は、教育長の推薦により市町村の教育委員会が任命するもので、資格要件は特別になく、社会教育に関する識見と経験を持つものということが、公民館の設置及び運営に関する基準に規定されております。

まず、中央公民館についてですが、平成19年9月議会で同僚議員が、老朽化した現在の中央公民館は閉鎖し、ワープ上里に移転してはどうかとの質問をしておりますが、現在の中央公民館は昭和45年3月より供用を開始している建物であり、中央公民館は国の補助金を受けて建設された鉄筋コンクリート造の建物で、建物の耐用年数は60年であり、建物の耐用年数がまだ23年ほど残っており、原則的に取り壊すことはできない状況にあります。取り壊す場合には国の許可が必要となり、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律により、国への補助金の返還や取り壊し費用の負担等も当然生じますと、その当時関根町長は答弁をしております。

また、中央公民館を取り壊さない場合の対応については、中央公民館を取り壊さないで、その機能をワープ上里に移す場合には、ワープ上里に公民館機能の整備、拡充が必要であります。仮にワープ上里を中央公民館とした場合は、公民館としての利用の部屋等の不足により、公民館の機能不足に加え、社会教育法の制約によりワープとしての利用形態が困難になり、ワープ上里の利用者である事業主の雇用の確保や労働者の福利厚生等の事業運営管理に支障を来すおそれがあります。これらの問題などを解決した中央公民館機能、ワープ機能などを兼ね備えた施設でなければ、両施設の利用者に理解が得られないものと思います。したがって、中央公民館を閉鎖し、ワープ上里にその機能を移すことは、話の中では理解できますが、現状では補助金の返還、施設規模、利用者の増加などにより困難な状況であります。なお、ワープ上里も建設から既に14年が経過しており、施設や設備などの改修が必要な状況にあり、今後の町全

体の公共施設の維持管理の見直しも合わせた中で検討してまいりたいと当時関根町長は答弁しております。

1つ目の質問といたしまして、町長と教育長に質問いたします。

関根町長は、平成19年9月議会で、同僚議員の質問に対して今申し上げましたような答弁をしておられますが、中央公民館について現在でも同じ考えでありますか、質問をさせていただきます。

また、各地区公民館についても、現状（改善事項）と課題を抱えていると思いますが、あわせて御答弁をお願いします。

次に、公民館まつりにおける屋外放送設備について、町長と教育長に質問いたします。

町内の各地区公民館で毎年開催されております公民館まつりですが、最近では各地区の児童館と共催でまつりを開催されるようになりました。また、七本木地区では、公民館と児童館、さらには男女共同参画推進センター、旧女性センターも加わってのまつりとなっておりまして、各地区ともに一大イベントとして参加者も非常に多くなっており、盛大に実施されております。

しかしながら、各地区公民館ともに公民館等のまつりにおける屋外放送設備がなく、大変苦慮しております。

各地区の公民館の現状を説明させていただきますと、次のとおりでございます。賀美公民館では、2階から容量の小さい屋内用の古い放送設備を外に運び出して使用しております。長幡公民館では、町民体育館から借用し対応しております。七本木公民館でも、町民体育館から借用し対応しております。上里東公民館でも、同じく町民体育館から借用し対応しております。神保原公民館では、館内の2階で公民館まつりと児童館まつりの主な種目は実施していますが、今後館外での種目の実施時には屋外放送設備は必要になってきます。

公民館の設置及び運営に関する基準では、第4条に、「公民館には、その事業に応じ、設備を備えるものとする」とあることから、屋外放送設備の費用として、買い取りでなくても、リースでもよいと思います。

町長も、各地区公民館の公民館まつりと児童館まつりなどであいさつをされておりますが、聞くところによりますと、途中で放送設備が故障して地声であいさつをされた経験をされているということですが、町長、教育長、来年度の予算に計上していただけるでしょうか。町長、教育長のお考えをお聞きします。

3つ目の質問としまして、公民館職員の充実について、町長と教育長に質問いたします。

まず、中央公民館ですが、館長、公民館係長ほか2人の職員の合計4人の職員がおります。係長以下3人の職員は、手分けをして町内の各小学校地域にあります5つの各地区公民館の館長と、臨時職員とともに事業の運営に当たっております。従いまして、中央公民館独自の事業

を実施するようにとの意見もあるようですが、それは無理であると思います。それでも努力をして、中央公民館の職員は、社会教育指導員の先生の協力を得て、二、三年前からサケの卵を孵化して稚魚を河川に放流するまでのサケの観察学習会を実施しております。また、本年度からは蛍の観察学習会も始めたようですが、中央公民館の職員を増員するならば、独自の事業は容易にできるかと思います。

次に、各地区公民館の職員についてですが、各地区公民館の職員は、非常勤特別職の館長と臨時職員の事務員であり、各地区公民館の行事や研修の際には中央公民館の担当職員が出向いて事業などを実施しております。

そこで、町長と教育長に質問いたします。

中央公民館について、最近では独自で2つの事業を実施しておりますが、6つの館の建物を維持しながら各地区公民館に職員が出向いて事業などを実施しているだけでよいのか。中央公民館の役割として、各地区公民館で行うことのできない大きな事業を中央公民館で実施するなどしながら生涯学習の推進をしていけばよいのか。方向性が定まらないのが現状だと思います。各地区公民館については、独自に事業の実施ができるように正規職員を配置すべきであるとの意見もあります。

先ほど申し上げましたが、団塊の世代の定年退職を迎えて、大勢の方が町内の各公民館を利用し始めております。公民館は生涯学習の拠点として、ますますその重要度は増してきております。町長、教育長は、生涯学習の拠点としての公民館の役割と充実、特に職員の増員についてどのようにお考えですか、お聞きします。

次に、若年者の就職支援について、町長に御質問させていただきます。

11月21日日曜の読売新聞によりますと、大学卒業予定者の就職内定率は、10月1日現在で就職氷河期、就職氷河期とは2000年前後を指す場合が多いわけですが、2009年度卒業生は91.8%で、最悪であった1999年度の91.1%並みに低迷したということですが、それを大きく下回る57.6%、最終的には90から91%台になることを期待していますが、統計が現在の方法となった1996年以降最悪となりました。

政府は、11月22日、企業側、大学側を招いた対策会議を緊急に開くが、既に卒業した者の就職問題も深刻で、即効性のある打開策は見えないと報じておりました。各地で開かれる合同就職説明会には今も学生が殺到していて、11月17日、東京都港区であった説明会には400人近くが参加したが、主催した就職情報会社の社長は、この時期の参加企業は一昨年と比べ3割減少し、訪れる学生は逆に2割増えていると話していました。

日本経済団体連合会の米倉会長は、日本経済が成長しなければ雇用は増やせないと発言し、企業努力だけでは就職難は解決できないと経済界は主張しております。また、経済同友会の櫻

井代表幹事は、卒業したときに就職できなかった学生には非正規職員の道しか残されない状態はあってはならないと指摘をしております。卒業後3年間は新卒扱いで採用するように政府から要請を受けた日本商工会議所の岡村会頭は、会員企業に徹底すると言っております。

1つ目の質問として、町長に質問いたします。

新聞の見出しは、「大卒内定者57%・50社回っても『ゼロ』」「就職活動・最も『狭き門』」とあります。高校、大学を卒業し、希望に燃えて就職活動をしていても就職できない。自分の人生が決まってしまう。高齢者社会を迎え、自分の生活がままならないのに、どうして高齢者を支えることができるのでしょうか。非常に大きな問題であると思います。

また、12月14日火曜日の読売新聞では、見出しに「法人税5%下げ」「首相決断35%に」「投資・雇用促進」とありました。政府は、13日、2011年度税制改正の最大の焦点になっていた法人税減税について、国と地方を合わせた法人税の実効税率、実行税率とは企業が実質的に負担する法人税率のことであって、国税である法人税と地方税である法人住民税、上里町は法人町民税ということで課税していると思います。法人事業税（地方法人特別税を含む）を合わせたもので、日本は40.69%で、海外では20%から30%台が多いとされております。菅首相は、思い切って5%引き下げ、経済界には下がったことで生じたお金で国内投資や雇用の拡大をしてほしいとの考えを強調したと掲載されておりました。5%引き下げますと約1兆5,000億円の減収が見込まれ、減収分の穴埋めには企業の税負担増、所得税や相続税改革に伴う増収分を充てることや、11年末に期限切れとなる株式の配当や売買益などの証券優遇税制を廃止して財源に取り込むことなどを考えていたようです。

ところが、本日の12月15日の読売新聞によりますと、法人税率を5%引き下げると約1兆5,000億円減収すると見込まれ、減収分の穴埋めとして予定されていた証券優遇税制を11年末廃止して財源に取り込むことについては、2年間延長することを決めたと掲載されております。当初財務省は11年末で廃止する方向でしたが、金融庁や国民新党、経済界が強く反発していて、最終的には野田財務相と自見金融相が会談して、13年末までの延長で合意したようです。証券優遇税制は、上場株式や公募投資信託の配当金や分配金売却益に対する所得税率を本来は20%課税でありますけれども、10%に軽減する仕組みで、2003年に時限措置として導入され、期限の延長が繰り返されてきております。

このように、国の考えは流動的であり、法人税減少分の穴埋めとしての財源確保のめどは立っていないようですので、今後も変動があることもあり得ることを申し上げさせていただきます。

国も景気回復や雇用の拡大について努力をしております。国は、雇用対策法を昭和41年に成立させ、平成21年7月に改正をしております。企業側と大学側を招いての対策会議や、ハロー

ワークを通じてさまざまな施策を講じております。雇用対策法の第5条には地方公共団体の施策についてが規定されており、地方公共団体は国の施策と相まって当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならないとあり、埼玉県でもさまざまな施策に取り組んでいることと思います。国や県も若年者の就職支援について取り組んでおりますが、上里町としての取り組みについて何かお考えがありますか、町長にお伺いいたします。

2つ目の質問としまして、町長に質問いたします。

上里町は、企業誘致条例を平成21年9月15日に制定しておりますが、第1条の目的に、企業誘致促進を図り、もって産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的とするとあり、第2条には、指定企業の用語の定義として、「優遇措置の指定を受けた事業者」とあります。第4条の優遇措置として、第1条の目的を達成するため、指定企業に対して奨励金の交付措置を講ずるものとするとしてあります。

奨励金の内容は、上里町企業誘致条例施行規則第4条に規定されております。第1号は、指定企業の固定資産税に相当する額を事業開始後最初に課税される年度から起算して3年間交付することができる。第2号は、雇用促進奨励金として、指定企業が事業所において新規雇用した者のうち第6条で定める要件、指定企業が事業を開始する日以前から町内に居住し、住民基本台帳に記録されまたは外国人登録原票に登録されている者で、事業開始の日から1年以上継続して雇用された者に該当する者の数に10万円を乗じて得た額（限度額は300万円を限度とする）とし、1回限り交付することができる。3号は、法人町民税奨励金、指定企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る本町が課税する法人町民税に相当する額（100万円を限度とする）とし、1回限り交付する。

企業誘致条例制定後に、上里サービスエリア周辺地区整備事業に関連しての企業誘致の話は、現在では発表できないと思いますが、その他の町内の企業誘致の進捗状況をお伺いいたします。

3つ目の質問としまして、町長に質問いたします。関連質問になりますが、上里町内にある企業の景気動向について知りたいと思いますので、質問いたします。

町内の法人の数と法人町民税の納付状況について、前年同期に対比しての法人の数と法人町民税の納付状況について伺います。

現在、上里町は、法人税割の税率は12.3%で、均等割の税率は、法人の資本金等の額と町内事業所等の従業者の数によって、5万円から300万円までの9段階に分かれて課税していると思います。

次に、旧公共下水道用地、公共下水道終末処理場後地の活用について、町長に御質問させていただきます。午前中、同僚議員から質問がありました。重複する部分があるかと思いますが、御容赦をいただきたいと思います。

私の調べたところでは、旧公共下水道用地の面積は、2万7,373平方メートルあります。このうち住民の方に平成21年4月1日より1万平米を賃貸しております。ここの用地は、旧公共下水道用地の中では最もきれいに耕作をされております。

本庄県土整備事務所へは4,500平方メートル貸しております。これは、埼玉県が実施している廃棄物のゼロ、エミッション型社会づくりの一環として、町長も午前中申しておられましたが、河川や道路などの維持業務から発生する刈り草の有効活用事業に協力する形で飼料化・堆肥ヤードとして貸しているものであります。残りは、公共工事の資材置き場として利用しておると思います。

旧公園用地は1万5,067平方メートルであり、このうち約8,000平方メートルを蓮池として利用、蓮が植栽されております。現在手入れがされていないように見受けられます。蓮が植栽されているところは荒れ地になっていて、防犯上も問題があるかと思います。午前中、同僚議員も、耕作放棄地のようで、隣の農地にも耕作物に影響があることや、八町河原地区の通学路ともなっており、防犯上からも問題があると指摘をしております。旧公園用地の残りの約7,000平方メートルを本庄県土整備事務所へ飼料化ヤードとして賃貸をしております。

1つ目の質問としまして、町長に質問いたします。

あの土地は、何に使うためにだれが所有しているのかと以前に住民の方に聞かれたことがあります。旧公共下水道用地について、何か活用できる方策はないのでしょうか。町長にお伺いをいたします。

2つ目の質問としまして、町長に質問いたします。

公園用地の活用について、公園用地、蓮が植栽されている用地等の手入れをして、見た目きれいに整地ができないでしょうか。地元の方からも、防犯上も問題があるような話を聞いております。この付近をバイパスが通る計画もされているようですので、早目の対策をできないか、町長にお伺いをいたしたいと思います。

とりあえず、第1回目の質問を終わります。

○議長（齊藤邦明君） 1番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、公民館の現状（改善事項）と課題についての御質問に対しまして、初めに中央公民館についての現在の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

平成19年の9月の定例議会におきまして、中央公民館を閉鎖し勤労者総合文化センターに移転してはどうかとの一般質問に対して、植原議員から当時の答弁内容を紹介いただきましたが、

中央公民館と勤労者総合文化センターとはそもそも施設の設置目的が違いますので、施設内容、実施事業の相違がありますし、施設利用者や運営方法など、さまざまな課題がありますことを申し上げたところでございます。

さきの9月の定例議会におかれましても、平成21年度決算認定審査の中で中央公民館と勤労者総合文化センターについて同様な意見をいただいておりますが、この問題への対応につきましては公共施設全体の見直しの中で検討をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

定例会冒頭に行いました行政報告でも申し上げましたように、現在、第4次上里町行政改革推進大綱の策定を今行っておるところでございますけれども、大綱案では基本指針への重点項目の1つとして事業選択と経費の節減を設定しておりますが、この中で公共施設の見直しと適正管理の取り組みを掲げておるところでございます。中央公民館と勤労者総合文化センターの問題を含め、既存の公共施設の施設利用状況や老朽化など総合的に検証し、今後のあり方について、まず庁内で調査検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、公民館における現状（改善事項）と課題についての説明は、教育長より説明をさせていただきたいと思っております。

次に、②の公民館まつりにおける屋外放送設備についての御質問でございます。

現在、公民館まつりは中央公民館を除き、各地区公民館5館で行っておるわけでございます。日程は、10月の第1日曜日に3館が同時開催し、町民体育祭を間に挟み、10月の第3日曜日に2館が同時に開催しておりますが、全館とも屋外における放送設備は完備されておらず、町民体育館にある音響設備を借用しておるのが現状でございます。

公民館まつりは、同日の3館、2館の開催のため、器具が重複することから、来年度から、議員からも提案がございましたように、リースを含めて今後検討をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、公民館職員の充実についての御質問でございます。

町では第4次行政改革大綱における理念に基づき、簡素で効率的な行政運営を踏まえ、基本方針を踏襲しまちづくりの目標像としていることから、以前と比較すると職員数も減少してきていることは事実でございます。職員の適正配置は当然のことではありますが、限られた人員による対処をしなくてはならないのが現状であります。

詳しい内容につきましては、教育委員会のことでございますので、教育長より説明をしたいと思います。

次に、2番の若年者の就職支援について、①の上里町としての就職支援の取り組みについての御質問ですが、埼玉労働局が調査した来春卒業予定の県内大学生・短大生の10月1日現在の

就職内定状況によると、大学生は28.9%、短大生は25.1%とのことで、就職戦線は大変厳しい状況にあるとの認識をしておるところでございます。

就職支援の取り組みにつきましては、新規学校卒業者等の労働力の確保、中高年齢者等の雇用の促進、その他労働力の確保等に関する事業を行い、雇用問題に対処することなどを目的として、ハローワーク本庄管内で事業を行う事業主及び事業主団体等を会員とする本庄地区雇用対策協議会が組織されておるところでございます。当協議会では、若年者の就職支援として、新規学校卒業予定者を対象とした求人説明会や、高校生の企業体験活動の受け入れなどを実施しており、町ではこの協議会に対しまして補助金を交付するとともに、協議会が行う事業に対しましても側面から支援を行っておるところでございます。

また、埼玉県では若者の就職活動を支援するために、ヤングキャリアセンターを設置し、ハローワークと連携して求人情報の提供や合同企業説明会などの各種セミナーやイベントを実施するとともに、キャリアカウンセラーが就職活動全般に関する相談を無料で行い、さらに資格を取得する場合は、その費用の一部を補助するキャリアビジョン実現支援事業を行っておるところでございます。

町でも若者からの就職活動に関する問い合わせ等があった場合には、本庄地区雇用対策協議会や埼玉県で行っている事業を紹介しているところでございます。

若年者の就職支援につきましては、今後もハローワーク本庄、本庄地区雇用対策協議会や埼玉県と連携をして行っていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、企業誘致について、③の上里町町内の法人数と法人町民税についての御質問ですが、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に、順番がちょっと違いますけれども、③の上里町内の法人数と法人町民税の状況についてですが、法人数は5年前の平成17年には561法人でございましたが、平成20年度580法人、平成21年度641法人、平成22年度659法人とここ数年増加傾向にあり、平成22年度と平成17年度を比較しますと17.5%の増加となっておるわけでございます。これは、相次ぐ大型商業施設の出店に伴い、テナント等が新設され、増加したものと考えておるところでございます。

このように法人数は増加しているものの、法人町民税の収納額はリーマンショックなどの影響により、平成19年度の4億6,441万円をピークに、平成21年度は2億9,152万円となり、平成19年度と21年度を比較すると額にして1億7,289万円、率にして37.2%の大幅な落ち込みとなっておるのが現状でございます。

町では、産業の振興、雇用機会の拡大、税収確保等のため、平成21年9月に上里町企業誘致条例を制定したところでございます。先ほど議員もおっしゃられたとおりでございます。この条例は、本町における適正な企業立地を推進するため、必要な優遇措置を講ずることにより企

業誘致推進を図るものであります。優遇措置の内容については、説明をしますと、①指定企業が取得した土地、家屋及び償却資産に課税される固定資産税に相当する額を3年間交付する施設奨励金、②といたしまして、指定企業が町民を新規雇用した場合に交付する雇用促進奨励金、③といたしまして、指定企業に本町が課税する法人町民税に相当する額を1回交付する法人町民税奨励金の3本から構成をされておるところでございます。

今現在、この優遇措置が適用された企業はございませんが、町といたしましてもこの条例のPRをしながら積極的に企業誘致を行い、若年者を中心とする雇用機会の拡大を図り、税収の増加、ひいては地域経済の活性化を図っていく所存でございます。

次に、旧公共下水道用地の活用について、①旧公共下水道用地の活用策について、②公園用地の活用については、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど新井議員の答弁の中で現在の土地利用について説明をさせていただきましたが、町では旧公園用地1万5,067平米と旧下水道処理施設用地2万7,373平米を合わせまして4万2,440平米の土地を所有しておるわけでございます。現在の利用方法といたしましては、旧公園用地の場所に蓮池として約8,000平米、また埼玉県土整備事務所が河川や道路の維持管理に伴い発生する刈り草や家畜の飼料用とするための飼料化ヤードとして、約7,000平米を同事務所に貸し付けしておるところでございます。

旧下水道処理施設用地につきましては、住民の方と農業経営基盤促進法による農用地利用権を設定し、賃貸借契約を締結した土地が1万平米、残りの約1万7,000平米につきましては、本庄県土整備事務所の堆肥化ヤードとしての貸し付けや、公共工事施工時の資材置き場として請負業者に貸し付けを行う等の利用をしておるところでございます。また、周辺の雑草対策として年3回の除草作業をして管理してまいりましたが、道路の安全や交通の支障とならないよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

公共下水道用地の活用につきましては、この土地が第1種農地であることが、今後の土地利用を検討する上で大きな課題となります。第1種農地の転用は、公共的な用途に限定されており、土地収用法第3条に規定する事業以外の事業や他用途への売却処分は、農地転用許可基準では原則不可とされておるところでございます。農地転用に大幅な制限を受け、公共事業以外の活用が大変厳しい状況であります。

上里町が公共用地として活用するためには多額の整備費用が必要とされますが、町では上里中学校の建て替えや公共下水道事業、上里サービスエリア周辺活性化事業といった大きなプロジェクトに取り組んでおるところでございます。公共下水道終末処理場後地の活用は今後も検討を続けてまいりますが、すぐに公共用地として活用することは困難であると考えておるところでございます。周辺農地に迷惑をかけないように、当面の活用として農地として農業団体

に貸し付けることなども検討してまいりたい、このように考えておるところでございますけれども、先ほども新井議員にもおっしゃいましたけれども、貸し農園等のことも考えておるところでございます。

公園用地の蓮につきましては、私も毎回のように何回も見て回っておるわけでございますけれども、何とかならないかと思って、今回もいろいろ御指導いただきながら皆さんの指導のようによってまいりましたけれども、草に負けてしまっておる状況の中で、公園用地の蓮についてはあきらめざるを得ないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤邦明君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

○教育長（山下武彦君） 植原議員御質問の1、上里町内の社会教育施設（公民館）についてのうち①公民館の現状（改善事項）と課題についてお答えします。

議員御承知のとおり、上里町には公民館が6館あり、中央公民館をはじめとしてそれぞれ建築以来年数が経過し、給排水、電気設備及びカラオケ、マイク、CDデッキ等の備品関係の修繕は年々多くなってきております。運営面におきましては、各地区公民館の特色から、新興住宅地域、農村地域等により利用人数や事業内容に差異があり、館運営の難しさもあります。

次に、私どもが認識しているそれぞれの公民館の現状と課題を説明させていただきます。

まず、中央公民館ですが、昭和44年度の建築で、築後40年余りとなります。一部2階建てで、床面積は722平方メートルですが、給排水設備、空調設備の老朽化が目立っております。運営面におきましては、中央公民館は社会教育法に基づいて設置された建物ですので、将来的にはその趣旨に基づき、生涯学習の核とする方向で検討していきたいと考えております。

次に、賀美公民館は、多目的集会所として昭和56年に建設されたもので、2階建て、床面積は445平方メートルであります。他の地区館同様、修繕件数が増えている状況です。

次いで長幡公民館ですが、就業改善センターとして昭和49年に建設されたもので、床面積は587平方メートルあり、3階建てが特徴ですが、多くの人が利用する大会議室が3階にあり、最近では利用者の高齢化に伴い、階段の上り下りの負担が感じられるようになっております。

次は、七本木公民館ですが、七本木地区集会所として昭和51年に建設されたもので、2階建て、床面積は436平方メートルです。1階にあります調理室は、他館の同様施設と比べて広いため、利用頻度は高いようです。施設面の課題としては、他の地区館と同様であります。

次の上里東公民館は、上里東地域交流センターとして平成3年に建設されたもので、一部2階建て、床面積は440平方メートルであります。地域的に利用団体が非常に多く、他の館と

比較すると手狭な状態です。また、やや離れた場所に専用の駐車場はありますが、本館敷地内の駐車スペースは狭く、いつも混雑しているのが現状であります。

最後に、神保原公民館ですが、神保原地域交流センターとして平成9年に建設されたものです。2階建てで、床面積は843平方メートルありますが、他の館と異なり、1階は神保原児童館として使用され、2階部分が公民館となっている併設館であります。2階にありますふれあいホールは広く、大変使いやすいと評判を得ております。運営面におきましては、公民館と児童館の開庁日に差異があるため、土曜日に来た公民館利用者に対して児童館職員が対応に苦慮するという問題が生じることがあります。

以上が6館の現状と課題であります。なお、施設の不備に対しましては、緊急を要するものから順次町財政当局と相談して対処しております。

次に、②公民館まつりにおける屋外放送設備についてお答えします。

公民館まつりは、同じ日に3館及び2館の開催のため、器具が不足することから、関係の皆様並びに地域の皆様、そして来賓の方々にも大変御迷惑をおかけしました。来年度の公民館まつりにはそのようなことのないように、必要な措置を講じていただけるよう町財政当局をお願いしていくことを考えております。

最後に、③公民館職員の充実についてですが、まず現在の公民館における職員体制につきまして説明させていただきます。

中央公民館には、館長をはじめ係長以下3名の正職員、計4名が従事しており、予算を掌握し、一般事務を行っております。一方、各地区公民館の職員は、非常勤特別職の館長と臨時職員の女子事務員により構成されておりますが、各地区館における行事や研修会の際には、中央公民館の職員が手分けして地区館の事業を支援しているのが現状であります。

しかしながら、近年は、国民生活の向上に伴う余暇時間の増加、また団塊の世代が定年退職を迎えて、大勢の方が町内の公民館を利用し始めておりますので、今後ますます公民館の役割は重要度が増していくものと考えております。こうしたことを考慮し、職員の適正配置をも含めて、生涯学習の充実について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤邦明君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 議席番号1番の植原育雄でございます。

町長、教育長には御丁寧に御答弁をいただきまして大変ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、中央公民館とワープ上里の関係でございますけれども、同僚議員が3年前の平成19年

の9月に一般質問されております。そのときに町長は、今後町全体の公共施設の維持管理の見直しもあわせて中で検討してまいりたい、そういうふうに答弁をされております。3年たっておりまして、できれば第4次行革大綱の中でとのこともおっしゃってございましたけれども、早目にその検討をしていただけないか、そこら辺のことについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、現在第4次上里町行政改革大綱の策定中であるわけでございます。大綱案では、基本指針の重点項目の1つに事業選択と経費の節減を設定しておるわけでございますから、この中で公共施設の見直しと適正管理の取り組みについて考えていきたいというふうに思っておるところでございます。中央公民館と勤労総合文化センターのブンナイも、既存の公共施設の設置利用状況や老朽化など、総合的なことを検証しながら、今後のあり方についてまずは庁内で検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 続きまして、公民館まつりにおける屋外放送設備についてでございますけれども、町長は先ほど今後検討していきたいと答弁されておりましたけれども、もう予算編成時に来ておりますので、早急にもっと具体的に検討に入っていただければと思います。

教育長は、必要な措置を講じるように財政当局のほうにお願いをしたいというような答弁だったと思いますが、もうちょっと具体的に、毎年困っているわけですので、もう放送設備も壊れていまして、町長も地声であいさつされたことも私は耳にしておりますので、必要なものは何とかしていただきたいと思うんですね。検討という言葉もいいんですが、できればもうちょっと確約的な御答弁がいただければありがたいなと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町民体育館にその備品として音響施設整備が整っておるわけでございます。たまたまその音響が、この前の公民館まつりのときに不調であったということでございますので、よく調査をしながら修理がきくかどうか、その辺も検討して、どうしても修理をしてももうだめだということであれば、リース等のことも考えていきたいというふうに思っておるところでございますので、これは来年の公民館まつりまでにはきちんとその辺のところは整えてやりたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 1番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） ありがとうございます。

長幡公民館でもあったということ。それから、上里東公民館でも実は接触不良等がありまして、公民館活動推進員さんの経験者の人が直して応急的に使ったという話も聞いております。これから団塊の世代の方が退職をどんどんしていきまして、公民館も非常に活用度が上がってくると思いますし、公民館まつり、児童館まつり、それから男女共同参画推進センター等もあわせて、各地区では一大イベントということで行っておりまして、参加者も非常に多くなっているわけですので、ぜひともそこら辺のところは私も強くお願いをしておきたいと思っています。

それから、最後に旧公共下水道用地、公共下水道の終末処理場の後地の関係でございますけれども、午前中同僚議員からは週末ファーマーとの提案もありまして、町長も貸し農地等のことも答弁されておりました。ぜひ、あそこもバイパス等の計画も近くに予定されておりまして、通学路にもなっております関係上、早目にそこら辺のところは整地をしていただいて、見た目きれいに整地がしていただけるようお願いを申し上げたいと思います。町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどの音響設備につきましては、いつも使うわけではございませんので、どうしてもだめだということになりましたら、先ほども申し上げましたようにリースで対応したほうが、1年に1回か2回のことですから、そのほうが安く済むかなと、そういうふうに思っておるところでございます。

また、公共下水道用地の後地につきましては早急に答えを出して、皆さんに迷惑がかからないようにきれいにしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） あと、その旧公共下水道用地のところにつきましては第1種農地ということで、農転等が非常に難しいというような答弁だったと思いますが、公共用地としてならば利用オーケーということでありますけれども、そこでネックになるのが財政的な問題が絡んでくるとは思いますけれども、そこら辺も早目にといいますか、上里中学校の建設の問題もありますので非常に難しいかと思いますが、あのままにしておくわけにはいけないと思いますので、町の税金で買った土地でありますので、早急にそこら辺のところを考えていただけるようお願いをいたしたいと思います。再度町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 私も植原議員と同じように、公共用地として公共の用に供せるような用地の活用ができれば一番いいのかなというふうに思っておるところでございますけれども、近々のうちにあそこの場所はバイパスも通るようでございます。今年も橋の架け替えということで、国のほうの予算もついたようでございますから、もうこれは工事が始まればだんだん始まっていくのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、すぐすぐといったわけにはいかないわけでございまして、そういうものもあわせて公共の用に供せるものがあれば並行して考えていきたいというふうに思っておるわけでございますけれども、当面の間は農業用地ということでございますので、農業団体や、また貸し農園等も検討しながら整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 1 番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 2 時 3 0 分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齊藤邦明君） 一般質問を続行します。

10 番沓澤幸子議員。

〔10 番 沓澤幸子君発言〕

○10 番（沓澤幸子君） 議席番号10番の沓澤幸子です。

通告順に従い一般質問を行います。

今回の私の質問は4点です。それでは、順次質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

1、住宅リフォーム助成制度の充実について。

政府が産業空洞化をもたらすグローバル化戦略に終始し、経済が疲弊している中、全国各地で地域経済振興、仕事おこしとして注目されているのが住宅リフォームへの助成制度です。県レベルでは秋田県が今年度から実施してきましたが、山形県も2011年度から助成実施に向け、県土整備部は、2011年度当初予算の概算要求で、総合的住宅対策として住宅リフォーム総合支援事業に7億4,400万円を要求しているとのことです。また、岩手県、宮城県でも10月の県議会で住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願が全会一致で採択されるなど、実施の方向に

向かっています。埼玉県議会においても、12月8日、日本共産党の山川すみえ県議の住宅リフォーム助成制度の創設を求める一般質問に対し、知事は担当部局で検討させると答弁しています。現在、全国では、市町村を含めると175の自治体がこの制度を実施しており、埼玉県内では64市町村中23市町にこの制度があります。そこで、お聞きいたします。

①2011年3月までの制度の延長継続を図ることについて。

上里町におきましては、児玉郡市の中でも早い平成18年から、日本共産党の一般質問の後にこの住宅リフォーム助成制度が実現されてきました。途中、一度延長を図った後、その期限が2011年の3月まで、いわゆる今年度いっぱいとなっています。今年度で期限が終わるこの事業を再度延長し、継続していただきたいと考えています。事業の継続についての考えをまずお聞きいたします。

②助成の内容を充実させ、地域経済の活性化を図ることについて。

全国に広がっている住宅リフォーム助成制度、その中でも注目されているのが宮古方式と言われている岩手県宮古市の住宅リフォーム助成制度です。宮古市の制度は、①CO₂の削減、②生活への支障改善、③トイレの水洗化、④災害対策、⑤住宅への長寿命化を目的に、屋根の塗装や畳替え、洗面所、換気扇などの機器の更新を含むなど、幅広い工事が対象となっています。また、補助金の内容も、20万円以上の工事に対して一律10万円の現金支給で、申請手続も大変簡単なために、利用者が大幅に拡大しているということでもあります。

上里町の制度では上限が5万円であり、工事費用の10%補助という内容のため、50万円の工事をしないと上限の5万円の補助はしてもらえないことになります。そのため、上里町の過去の実績では、1事業の額が高額であります。しかし、宮古市の補助金申請では、工事費20万円から40万円の工事が工事費総額の4割、件数では70.5%を占めており、小規模のリフォームを多くの住民が利用していることも特徴です。リフォームのニーズはあっても、高額な出費では手はつけられませんが、20万円のリフォームで10万円の補助が可能となれば、潜在的ニーズが掘り起こされるのではないのでしょうか。

宮古市では、今年度1年限りの経済対策として、当初予算で500件5,000万円で予算を組んだようではありますが、申請が殺到したために、急遽4月14日に専決処分で5,000万円を追加し、また不足が生じ、6月・9月議会で総額3億5,000万円の規模に膨らんでおります。申し込みは10月末現在で2,303件、工事費は10億4,500万円で、全世帯の約1割の世帯が利用したことになるようであります。受注した上位業者で見ますと、畳屋さん、屋根の塗装屋さん、ガラス屋さんなど230業者で、ほとんどが1人親方や零細業者とのことでした。

上里町の今までの制度では、経済的効果まではいっていなかったのが現状です。こうした先進地に学んで内容を充実させ、地域経済の活性化につながる制度にすることについて、町長の

お考えをお尋ねしたいと思います。

2、同和対策について、①神川町では、運動団体への補助金は23年度から廃止、集会所事業の廃止など、同和対策事業について、完全終了の方向が示されたようです。上里町も神川町に続き、「早急な終了を」についてお尋ねいたします。

9月議会に続いての質問であります。神川町において、10月2日、神川町役場2階と就業改善センターにおいて、傍聴者が約100人見守る中で、公募で選ばれた町内住民11名と町外有識者4名の15人が2班に分かれて8事業ずつの事業仕分けを行い、2事業が不要、3事業が民間に移行、8事業が要改善、3事業が現行どおりに仕分けされたとのことでした。

この事業仕分けの中で、同和行政関連の3事業が対象となり、部落解放運動団体活動費補助金と人権教育推進事業（集会所事業）が要改善となり、生活相談員設置事業（広域隣保館事業）が不要となりました。

こうした状況の中で開かれた11月30日の議員全員協議会において清水町長は、自主的な行政施策を推進するため、あらゆる運動団体との関係を終了し、他の地域と同様に必要性に応じた施策を推進することが真の同和問題の解消につながると判断したとして、4点の見直しを発表しています。1、同和行政基本方針の廃止、2、運動団体に対する活動費補助金の廃止、3、神川町同和対策運動認定及び対応に関する要綱を廃止し、運動団体及び上部団体が主催する交涉及び研修会への要請には応じない。4、集会所事業を廃止し、集会所の管理運営については行政区へ移管するための話し合いを進めるとしました。また、今後の取り組みとしては、同和問題もあらゆる人権課題の1つとして取り組むとしています。近隣の神川町において、こうした同和対策事業の完全終了の方向が示されています。

この後で質問もいたしますが、上里町においても学校教育環境の改善やワクチンの助成、高齢者の問題、障害者の問題など、さまざまな課題が山積みとなっています。上里町においては、9月の私の質問に対し、21年度決算ベースでは同和対策費に使われてきた予算が人件費を含めて8,124万円だったということが明らかになっております。この事業を一刻も早く終了させて、他の事業に切りかえていくことこそが多くの住民が望んでいることだというふうに思い、質問をいたします。上里町でも神川町に続いて決断のときではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

3、子ども医療の充実について、①子宮頸がん、ヒブ・肺炎球菌ワクチンの助成実施について。②子宮頸がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金が国の補正予算でつきました。町としても、22年度から実施できるよう予算措置を図ってください。この2項目について、一括質問させていただきます。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金は、子宮頸がん、乳幼児の細菌性髄膜炎の原

因となるヒブ、肺炎球菌ワクチンの3ワクチンを対象にしたもので、1,085億円の補正予算がつきました。都道府県に基金を設置して、市町村が行う接種事業の2分の1を国が負担するというものです。国の方向が示されましたので、上里町の子供たちにも直ちに実施していただくようお願いしたいと思います。期限は、今年度補正予算が成立した11月26日から来年度末までとなっていますので、いつから実施していただけるのでしょうか、お聞きいたします。

事業の実施に当たっては、市町村が医療機関と接種について委託契約を結び、医療機関においての個別接種を原則にするとのことですが、児玉郡市内の医師会との話し合いは進んでいるのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、ワクチンの接種対象年齢については、国は子宮頸がんのワクチンが中学1年生から高校1年生までの女子、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンはゼロから4歳の乳幼児と示していますが、対象年齢の範囲であれば、市町村が独自に接種年齢を決定してもよいことになっています。国の助成が期限つきの中で、例外的措置としてHPVワクチンにつきましては、高校1年の女子が今年度中に1回以上の接種を受けていれば、来年度にも、いわゆる高校2年生になってからも残りの接種について助成の対象となることになっております。このワクチンにつきましては、学校とも連携した上で正しい理解や命の大切さを学ぶ機会をつくっていくことも必要ですし、日程的に大変厳しいことと思いますが、今年度中の実施ができるように予算措置を図っていただきたくお願いするものです。

また、対象年齢から外れてしまうことがないように、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについても22年度からの実施ができるようにしていただきたいと思います。

③国の補助期間が23年度までであります、24年度以降も継続することについて、④住民への周知徹底について、一括して質問させていただきます。

国は、緊急交付金でありまして、23年度までの緊急措置としての助成です。3ワクチンの予防接種の必要性は、6月議会でも取り上げましたので言うまでもないと思います。国の補助が受けられる期間内に、住民及び接種対象者やその養育者への周知徹底を図り、対象者が漏れなく接種できるようにすることで、24年度以降には対象者も一定になっていくものと思います。

都道府県として、市町村が実施する子宮頸がん等のワクチンへの助成をいち早く実施している山梨県に続いて、島根県も助成に動き出しました。世界では約30カ国で公費助成が実現されていて、HPVワクチンについては、オーストラリアやアメリカでは26歳、フランスでは23歳、イギリスでは18歳、ノルウェーやオランダなどでは16歳まで、対象年齢を過ぎた女性に対しても追いかけ接種として公費負担助成が行われているところです。引き続き、国や県への助成制度を求めながら、24年度以降も公費助成が町として継続できるように求めたいと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

4、教育環境の改善について、①猛暑の日の各学校の教室の室温を把握していますか、②猛暑対策に向け、小・中学校の普通教室にエアコンを設置することについて、一括質問をさせていただきます。

今年の夏は、観測史上最高の猛暑でした。関東近辺では、7月、9月の教室の室温は35度を超え、それ以上になった教室もあるようです。上里町において、各学校の教室の室温はどうだったのでしょうか。把握をしておられたらお答え願いたいというふうに思います。

以前にも教室にエアコン設置を求めたことがありましたが、そのときには電気容量が不足しているので、その工事費等に莫大な予算が必要となると答弁を受けました。近年の異常気象を考えますと、今後も今年度のような厳しい残暑は避けられないものと考えます。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準と文部科学省の解説書では、教室の温度は夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましい。最も学習に望ましい条件は、夏期では25から28度、冬期で18から20度であるとしています。30度を超えた教室での授業は、学習の効率を低下させるだけでなく、児童・生徒の熱中症等による健康への影響や命にもかかわる重大な問題です。子供は自然の中で生活するのがいいと言われた時代もありましたが、これだけの異常気象の時代では通用しなくなっていると思います。財政的には大変厳しいということはわかっておりますが、教室へのエアコン設置は文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金の対象となっていますので、原則3分の1の補助事業になると思います。

美里町においては、中学校が耐震補強に伴いエアコン設置が実現されるとのことで、小学校についても設置していくと町長は表明しているようであります。2011年の夏に使えるようにと、今全国各地の自治体で、12月補正でエアコン設置の予算を盛り込むところが増えてきています。耐震補強とは違い、段階的ということではなくて、全学校区の普通教室に一斉に整備をしていくわけありますので、購入しての設置とあわせながら、一部はリース、借り上げ方式で設置を考えている自治体もあるようです。

いずれにしても、設置をすることを決めれば、方法はいろいろ探せるものと思います。小・中学校の児童・生徒の健康を守っていく環境整備の一環として、普通教室へのエアコン設置についての町長及び教育長の考えをお尋ねいたします。

③カリキュラムの増加に対する対応について（学習指導要領の改訂で、授業時間数が増えていますが、どう対応していくのですか。子供たち、保護者への説明や理解について）伺います。

この質問は、午前中にも同僚の議員が質問されておりましたが、教育のこの間の目まぐるしい学習指導要領の改訂で、子供たちも保護者も教師も本当に大変な思いをしているところあります。2002年度から実施された学習指導要領の改訂は、教育のゆとりが段階的に強化される中で、完全学校週5日制の実施、総合的な学習の時間の設置など、大幅な改訂となり、いわゆ

るゆとり教育が始まったわけです。しかし、学力の低下が問題となり、小学校では2011年度、中学校では2012年度実施される学習指導要領におきまして、基礎的、基本的な知識、技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、確かな学力を確保するために必要な時間の確保をすることで授業数が増加されます。小学校では、国語、算数、理科、体育の授業時間が増加され、週当たりで低学年で2コマ、中・高学年で週当たり1コマ増加し、小学校6学年の総授業時間は278コマ増えて5,367コマとなります。中学校でも、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時間が増加され、各学年で週1コマ増加され、3年間の総授業時数は105コマ増えて3,045コマになります。

既に移行措置期間中に前倒しして実施されていますが、小学校の低学年におきましては来年度から新たに1コマずつ授業時数が増えてまいります。そのことによって、小学校1年生でも5日とも5時間授業となり、いわゆる4時間での早帰りの日にちがなくなってしまいます。2年生においても今年度1コマ増えて、すべて週5日5時間であったところが、今度は週1回6時間授業も行っていく、こういうことになると思います。ゆとり教育が叫ばれながら、今度は一気にゆとりがない、詰め込み状態に子供たちを追い込んでいくことになってしまうのではないのでしょうか。子供たちの健康、また成長、発達を考えたときに、日常生活の中でほっとできる早帰りの日は本当に貴重な時間でありました。

そこで、私も午前中の同僚議員と重なる点がありますが、東京都ではひと月の間2回まで土曜授業の復活が認められているようではありますが、そうしたことも踏まえて、平日の詰め込みではなくて、緩和策として月に1回土曜授業を復活するとか、エアコンを設置した上で夏休みの期間を短くして授業数を振り分けていくなどの工夫も必要ではないかなというふうに考えているところです。そうしたことにつきまして、保護者や実際の子供たちへの説明と理解はどのようになされてきたのかお尋ねするところです。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の住宅リフォーム助成制度の充実について、①の制度の継続と②の制度の充実で地域経済の活性化をとの御質問でございましたけれども、住宅改修資金助成制度は、地域経済の活性化及び住環境の向上を図ることを目的に、平成18年度より3年間という期限をつけて実施をされ、平成21年度からさらに2年間継続して、来年3月31日をもって終期を迎えることになっておるところでございます。

補助制度の内容は、1件30万円以上の住宅リフォームを行った場合、工事費の10%、上限5万円を補助するものでございます。

今までの成果を申し上げますと、平成18年度は年度途中からの実施であったために19件、平成19年度34件、平成20年度は38件、平成21年度は40件、平成22年度は11月末現在で32件と、これまでの累計で163件、補助金額は788万8,000円となっておりますのでございます。

この制度を23年度以降も継続し、さらに充実を図っていただきたいとの御質問でありますが、継続するかどうかまだ結論は出ておりませんので、今までの成果や問題点も検証しながら今後結論を出していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、同和対策について。神川町では、運動団体への補助金は23年度から廃止、集会所事業の廃止など、同和対策事業について完全終了の方向が示されたようです。上里町も、神川町に続き早急に終了をとというご質問でございます。

現在町では、今後の同和政策基本方針（平成15年4月作成）に基づいて諸事業を推進しておるところでございます。この基本方針の中で、今後の同和行政の柱として、1番として教育・啓発の推進、2番、同和地区住民の自立支援、3番として地区内外の交流の促進、4番として人権にかかわる相談と救済、以上を柱として差別意識の解消に向けた教育、啓発に取り組んでおるところでございます。

これらのことから、同和問題の解決のため、各団体へ活動費の補助を行っておりますが、平成22年度から24年度までにかけて段階的に削減する方向で、現在各団体と協議を進めておるところでございます。

次に、集会所事業につきまして説明を申し上げます。

集会所は、町の公の施設で、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決を図り、もって人権教育推進の場とするとともに、住民の福祉を増進することを目的に設置をされておるところでございます。33年間にわたる同和教育の成果を踏まえつつ、これまでの取り組みを漠然と続けるものでなく、新しい観点の上に立って推進が必要であると思われるところでございます。また、今後の集会所事業に対しましても、地区内外の交流の促進に基づいた形で推進してまいりたいと考えております。

神川町で、平成23年度から運動団体への補助金並びに集会所事業の廃止をする旨、各運動団体に対し通告したとのことでございますが、上里町では同和行政は人権行政の原点であるとの基本に立ち、今後も同和問題を初めとした人権教育の推進並びに人権啓発に取り組み、人権意識の高揚を図り、差別のない人権を尊重し合う人づくりに努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、子ども医療の充実についての御質問でございます。

子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌ワクチンの助成実施について、②の子宮頸がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金が国の補正予算でつきました。町としても22年度から実施できるよう予算措置を図ってください。③の国の補助交付期間の23年度までありますが、24年度以降も継続することについて。④の住民の周知徹底についての御質問でございますけれども、①の子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌ワクチンの助成実施についてから、④の住民の周知徹底についてまでの4項目につきまして関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの接種につきましては、国の円高、デフレ対応のための緊急総合対策として実施をされる事業であります。本事業の子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、対象者は中学1年生から高校1年生の女子で3回接種、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種につきましては、対象者はいずれもゼロ歳から4歳の乳幼児で、接種回数は年齢により異なりますが、1回から3回接種するものでございます。

この接種事業の計画は、各市町村の柔軟な対応が可能とされ、3ワクチンの接種事業を実施する、しないを選択することができ、対象者につきましても、国で示された年齢の範囲内であれば自由に設定することが可能とされております。接種費用につきましても同様となっております。なお、国が2分の1補助するもので、補助事業期間は平成22年度、23年度の2カ年度となっておりますのでございます。

さて、今般、助成実施の対象となりました子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の3ワクチンに係る疾病の国内における発症状況でございますが、子宮頸がんは年間1万5,000人が発症、約3,500人が死亡しているがんであります。また、ヒブによる髄膜炎は年間約600人が発症し、約30%が予後不良と推定されております。肺炎球菌につきましては、細菌性髄膜炎が年間200人くらい発症、いずれも後遺症の発症頻度が高いと言われておるわけでございます。

子宮頸がん等の3ワクチンにつきましては有効性が高いと評価されており、重要な事業であることは十分認識しておるところでございます。いずれのワクチンも、接種費用が高額であることが課題となっておりますのでございます。

子宮頸がんワクチン接種緊急臨時特例交付金事業への実施につきましては、事業の選択、対象者、開始時期、接種費用負担等、県及び近隣市町との調整を進め、郡市町で連携を図り、統一して推進していく整備を図っているところでございます。本事業推進に当たりましては、埼玉県より12月17日に各市町村に事業説明が予定されており、その後、詳細について検討することになっておるところでございます。

このような状況下、事業実施に向けて、県・管内市町、医師会等の調整、加えて事務的準備があり、平成22年度中の事業実施は難しいと思うところでございます。今後、管内市町と連携

を図りながら、乳幼児等が安心して生活できる予防接種事業の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、本事業を実施するに当たりましては、広報、町のホームページにより広く住民の皆様に案内、周知してまいりたいところでございます。

また、3番の子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ、肺炎球菌ワクチン接種を23年度までであるが、24年度以降も継続できないかとの御質問でございますけれども、国の積算に基づき本町の3ワクチン接種対象者の費用を計算しますと、費用の事業費は6,770万円余り、町負担額は3,700万円余りとなるところでございます。

今般の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金は、平成23年度までに期限が定められた事業であり、補助期間中の町負担は軽減されているところでございます。しかし、本事業を24年度以降も継続する場合におきましては、相当な町負担分が発生、増加が考えられるところでございます。

一方、定期予防接種事業においては、本年度から日本脳炎の予防接種の積極的勧奨が一部再開され、来年度以降順次積極的勧奨が予定されているところでございます。現段階で、この日本脳炎の旧のワクチン接種勧奨を差し控えていた幼児が2,000人弱おり、今年度は700万円余り、来年度は新規勧奨者をあわせて2,000万円余りを必要とし、今後これら新たな財政負担の増大が見込まれるところでございます。これらの状況は、本町だけではなく全国的な自治体に見られるところでございます。

次に、教育環境の改善についてですが、今年の夏は本当に暑く、記録的な猛暑が続きました。近隣の市では全国でも暑さの代表格となり、町内の小・中学校でも教室の室温はその日の最高気温並みに高かったと聞いております。

議員から御質問の猛暑対策に向け、小・中学校の普通教室にエアコンを設置することについてでございますが、公立小・中学校の普通教室には原則、冷暖房設備はなく、2007年度における全国の約40万の公立小・中学校の普通教室の冷房設置率は10.2%となっております。東京都など一部を除き、原状として余り普及しておりません。

上里町の各学校の普通教室は、天井、あるいは壁面に取りつけた扇風機により対応させていただいております。さらに、扇風機にあわせてグリーンカーテンを推進し、校舎の温度を下げるなど、複合的な方法で対応しているところでございます。上里町では、児童・生徒の生命にかかわる校舎の耐震化を早急に進めなければならないという大きな課題を抱えておるところでございます。町といたしましては、耐震化を最優先に行いたいと考えております。

また、御指摘のように、来年度より小学校、中学校と順次全面实施となる学習指導要領の改訂により、カリキュラムの変更がございます。これにより、全学年の授業時間が増加するよう

でございます。

なお、この①と③の質問につきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤邦明君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

○教育長（山下武彦君） 沓澤議員御質問の4、教育環境改善についてのうち①猛暑日の各学校の教室の室温を把握していますか及び③カリキュラムの増加に対する対応について、答弁させていただきます。

まず、教室の室温についてでございます。

学校では、保健担当の養護教諭が毎日気温の計測をし、児童・生徒の健康管理を適切に行うために活用しているところです。温度とともに湿度も計測し、不快指数を求め、児童・生徒への注意喚起に利用している学校もございます。しかし、町内すべての小・中学校に確認しましたところ、猛暑日の室内の温度の記録は残っておりませんでした。

それから、先ほどエアコンの設置についてということもございましたが、そのことについては町長答弁のように、即設置は難しいと考えております。

次に、カリキュラムの増加への対応についてですが、御指摘のように、学習指導要領の改訂で、授業時数が年間に小学1年生で68時間、2年生で70時間、小学3年生から中学3年生までが35時間の増加となります。既に移行期間ということで、小学4年生から6年生は授業時間数の増加に対応した時間割で実施しているところでございます。小学校4年生から6年生は、5時間授業を週に2日、6時間授業を週に3日で組む時間割の学校が多く、新しい学習指導要領に基づいた教育課程を実施しています。

来年度から授業時間割について町の校長会で再度確認したところ、学校行事やインフルエンザ等による緊急時に備えて授業時数に余裕を持たせて計画するために、1年生では毎日5時間授業、2年生では週に1日6時間授業にするとのことです。下校時刻は少し遅くなりますが、各学校の時間割の設定は、ゆとりのある授業時数の確保により確かな学力が身につくこと、児童・生徒が充実感や達成感を得られる学校行事の時間を確保するためですので、保護者の理解は得られるものと考えています。

教育委員会としては、時間割の設定については子供たちがわかるように伝えること、また各学校の学校だよりやホームページ等でも説明し、保護者へ周知徹底していくよう指導しております。

それから、先ほど土曜日授業、夏休み短縮等のことがございましたが、これを行うことはまた逆に児童・生徒の生活のリズムを乱し、ゆとりがなくなることにもなりかねないと考えます。現在、保護者からそれほど強い要望は出ているとは伺っておらないので、そのことについて特別な説明はしておりませんが、今後そのような声が強くなればお互いに研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 答弁ありがとうございました。

まず初めに、再質問なんですが、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねいたします。

町の実施してきた事業内容は、5年間、22年度につきましては11月末時点ということでありますけれども、163件の方が利用されてきたということであります。

私は、②のところで長々と申しましたが、今岩手県の宮古市のこの制度が大変好評で、全国でもそこに見習って助成の内容を変更している自治体が相次いでいるようであります。埼玉県でも八潮市におきましてはこれまでの制度を大幅に拡大して、いわゆる上里町と同じように現行でもやってきたわけなんですけれども、それを拡大しまして町内業者の活性化につなげようということで、3,000万円で300件の予算を組んで、この10月15日から2003年3月31日までの期限つきでスタートしているようであります。10万円から20万円未満の工事については50%の補助、20万円以上の工事には一律10万円の補助という内容だそうであります。また、飯能市のほうでも制度の拡充に伴い申請が殺到して、補正、補正で予算を組んで1,000万円になったというふうにお聞きしているところです。

今まで上里町の事業でありますと、補助を受けた方に関してはちょっと助かったという程度にとどまっていると思うんですね。また、上里町の事業内容でありますと、30万円からの事業に対して5%でありまして、上限でも5万円でありますので、1事業に対しての額がうんと高い人が事業を行っていますし、申請も行っているということになると思いますけれども、宮古市の方式を使いますと、本当に全世帯の1割の方が申し込んで事業をやっていて、その経済効果もすごいというわけですね。ですから、ちょっと今までの制度の内容で成果や問題点を検討するということでもありますけれども、こういう全国的に進んでいる自治体の例なども勉強していただいて、ぜひせっかく行ってきたい事業でありますので、さらにいい事業にして継続していただけるようお願いしたいと思うわけなんですけれども、宮古市等の事業に学ぶことについて、視察をしていただくとか、そういうことについての考えはありますかとか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今、沓澤議員から宮古市の例を挙げられて、20万円以上の工事につきまして一律10万円の補助を出しているということで、全世帯の1割の皆さんが利用しているというようなお話をいただいたわけでございます。

私の考えるとすると、当町におかれましては今まで5万円を上限としてやっていたわけでございますけれども、これは余り額を出すということは、個人の資産に対して、財産に対して補助をすると、そういったこともあるわけでございますので、たとえ出したとしても5万円が限度ではないかなと、そういうふうには思っておるわけでございますけれども、我々の財政規模と、みんなこういった大きな市であるわけでございますので、それが上里と一緒にやるというのは上里も非常に難しいのではないかな、そんなふうにも思っておるわけでございますけれども、いずれにしても、沓澤議員がおっしゃられました御意見を拝聴したわけでございますので、これらの検討をさせていただく中で今までの問題点、現行制度の問題点をよく精査をしながら検討をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

このリフォーム制度におかれましても、大きな業者さんといいますか、そういう人たちが60%も工事をやっているというようなお話を聞いておるわけございまして、小さな業者が均等にできる仕事であればいいけれども、そういった業者が偏ってしまう、そういう部分もあるわけでございますから、その辺のところも少し検討させていただきたいというふうに思っておるところでございます。また、宮古市で行っている事業につきましても、職員に視察をするなり、勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 職員の皆さんで視察をしていただけるということで、大変ありがたく思っています。町長も、個人の財産に関して余り莫大な助成はというふうにおっしゃられましたけれども、共産党の国会議員も国会の中でも質問しているわけなんですけれども、経済波及効果が非常に高いということで、そういう住宅リフォームはさまざまな波及効果があるということは理解しているというふうに答弁されているわけなんです。また、住民の税金であるからこそ住民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使われるべきだという、そういう発言などもありますので、やはり経済効果、波及効果を、地域経済を活性化するということを重視していく必要が今本当に経済が疲弊している中で求められているんじゃないかなというふうに思います。

町長が心配されている上里町の場合は、今までですと大手2社ぐらいのところでは事業が行わ

れていたようでありますけれども、宮古市であるとか、こうした飛び抜けて進んだりフォーム制度を実現している自治体におきましては、1人親方だとか中小業者、いわゆる畳屋さん、ガラス屋さん、塗装屋さんみたいな、そういうところの方々の仕事の率が70.5%を占めているということであります。それですので、こういうことを実施するのであれば、あわせて町内にはこういう業者さんがいるんですよということも住民にわかりやすく知らせていくということも必要かなというふうに私は思っているわけでありまして、ぜひこうしたところに視察に行っていただけるようでありますので、継続してよりよい制度にさせていただくように要望したいというふうに思います。

質問は、2点目の同和対策についてに移るわけですが、町長は9月の議会でも近隣市町村の動向を見ながら判断していくということをおっしゃってありましたし、そういう中で神川町が大きく変化をし、そして本庄市においても今いろいろ議論が進んでいるところであります。深谷市におきましても運動団体への補助金が事業仕分けの対象となりまして、不要というふうに仕分けられたようであります。こうしたことを見ていきますと、私も差別は絶対いけないと思いますし、この同和差別というのは本当に許しがたい差別だというふうに思っていますけれども、その差別をなくす運動の方向性が途中から変わってしまってきているというふうに思っています。そうしたことによって、国のこの事業が終了するときに、これ以上続けても成果が得られないという、そういう説明に国のほうでもなったんだというふうに思っているわけです。国の制度が終了して8年が過ぎている今、多くの住民がもし上里町でも事業仕分けをした場合には不要というふうになるというふうに思います。

差別は許さない。同和事業も人権教育の原点というふうに町長おっしゃいましたけれども、すべての差別は許さないという点は私も共通しています。しかしながら、方法としては、もうこういう事業のあり方を見直すべきじゃないか。特に、集会所事業におきましては、集会所指導員の補助金は県ももうなくなっております。直ちにやめるべきだというふうに思います。そして、先ほど同僚議員が公民館の充実について質問されておりましたが、生涯教育だとか、そうした学習の場、交流の場は公民館で十分賄えるというふうに思っています。ですから、集会所におきましては、神川町が示しているように行政区への移管、こうした形で解消していくべきではないかなというふうに思うわけでありまして、再度町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員がおっしゃられておるように、近年特に同和行政や集会所を取り巻く状況も大きく変化をしてきておるわけでございまして、事業見直しも必要であると、

そういうふうに基本的には思っておるところでございます。したがって、集会所指導員制度につきましても、県内及び近隣の市町村の動向を見据えた中で上里町も考えていきたいというふうに思っておるところでございますけれども、今本庄市も24年度までは今までどおり継続してやっていくということでございます。上里町も運動団体とお話し合いの中で、22年度、23年度、24年度におかれましては補助金のカットを継続していきますということでございますから、それ以降の話し合いにつきましては少しその辺のところも近隣の状況も踏まえながら考えていきたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 今の町長の答弁でありますと、25年度以降については廃止の方向も考えるというように理解してよろしいのでしょうかどうか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 私は、廃止にするとしたわけではございませんけれども、23年度、24年度につきましては運動団体とこういう形の中でやらせていただきますということで話し合いができておるわけでございますので、その約束だけは守っていききたいと。25年度以降につきましては近隣の市町村の動向等を踏まえながら今後検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） ただいまの答弁は補助金についてでありますので、集会所事業についてはどうでしょうか。県のほうの補助金は、集会所指導員についてはもう廃止になっておるわけありますので、お伺いいたします。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 集会所事業におかれましては、先ほども申し上げましたとおりに集会所を取り巻く状況が大変大きく変化をしておるわけでございますので、事業内容等の見直しも必要である、そのように考えておるわけでございますから、それらも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 時間がないので、子ども医療の充実についてお尋ねをしたいと思い

ます。

国の緊急助成に伴って、町も近隣市町村と足並みをそろえて推進していく準備をしているということで、この17日に県からの説明会も予定されているということですが、本当にありがたいというふうに思っています。しかしながら、わずか2年度の補助でありまして、その後は市町村に任されるという、国としては身勝手なわけなんですけれども、世界的に見れば、公費補助が先進国では当たり前になっております。ですので、17日の県の説明会の席でもぜひ、県を通して国にも要望していただきたいし、国が2カ年で切ってしまうのであれば、山梨県や、続いて島根県も助成をする方向が決まっているわけありますので、埼玉県としてそれを引き継ぐという形で、24年度以降も子供たちの命が守られるようにしていただくように町長として努力していただきたいというふうに思いますが、それが1点と、22年度の実施が非常に難しいというふうにおっしゃられたわけあります。私もここにきての補助金なので、本当に準備忙しいというふうに思うんですけれども、この22年度中に1回でも実施していれば、この高校1年生の子供たちが22年度に実施しても特例として助成の対象になるということがありますので、その枠を流してしまうのが本当にもったいないというか、そこを何とかその枠のところだけでも緊急的に実施できる方向が探れないものかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） これも先ほど申し上げましたけれども、本当に県の通達が2月17日ということで、ここにきてもうぎりぎり逼迫しておるわけでございます。そういった中で、これから各市町村との調整やら医師会、まず医師会との調整があるわけございまして、その辺のところは非常に難しいというふうに思っておるわけございすけれども、できるだけたとえ1つでも実行可能な限ることについては要望してまいりたいというふうに思っておるわけございすけれども、これも上里町だけの問題ではございせん。医師会やほかの郡市の問題もあるわけございすので、お約束はできませんけれども、できるだけ努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。本当に、町長がやりたくても独自でも判断できないこともあると思いますので、努力していただけるということで本当にありがたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、学校教育の改善のところのエアコンでありますけれども、耐震補強にも本当に力を入れていただいて、上里町もだいぶ、長幡小学校を残せば、あとは上里中学校の建

て替えですので、本当に耐震補強も進んできているし、トイレの整備なども進めてきていただいてありがたいというふうに思っているわけでありますけれども、このエアコンの設置も本当に命にかかわる事態に今なってきていると思います。室内でも熱中症になるという事態が起きているわけでありますので、教育長さんの答弁の中でも、保健の先生のほうが室温等もはかっているが、猛暑日についての記録がないということでありますけれども、今後はそうしたことも記録していただいて、本当にこれで命が守れるのかどうかということを科学的に判断していただきたいと思いますなと思いますし、各小学校につけたときどのぐらいかかるかのせめて試算は早急にしていただきたいと思いますなというふうに思うところでありますが、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 私も、将来を担う子供のためでございますから、エアコンの設置は本当にやりたいなと、そういうふうに思っておるところでございますけれども、それよりもまず命を守る耐震補強を先にやろうというようなお話をさせていただいたわけございまして、全国的にも扇風機もない学校等もたくさんあるわけでございます。東京都におかれましては我々の財政規模と全く違うわけでございますけれども、東京都におかれましては、そういった意味ではそういうものも早くに整備はできているんだらうというふうに思っておるところでございます。

実は、エアコンを設置する費用につきまして今杳澤議員からお話をいただいたところでございますけれども、約5億4,000万円、全校にエアコンを設置した場合に今5億4,000万円のお金が必要であるというふうに、調査をした結果そういうふうになっております。神保原小学校は、空調設備工事等400万円に14学級、変電施設が1,500万円、7,100万円、賀美小学校がトータルで5,900万円、長幡小学校がトータルで5,500万円、七本木小学校がトータルで7,900万円、東小学校が1億1,500万円、上里中学校が8,700万円、上里北中学校が7,500万円、合計で5億4,100万円の費用がかかるわけでございます。これらも調査した結果の中で、またいろいろと考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（齊藤邦明君） 10番杳澤幸子議員。

〔10番 杳澤幸子君発言〕

○10番（杳澤幸子君） 国の補助制度も3分の1ということでありまして、一気に全部を買い取って工事をするということは非常に財政的にも困難だということも十分わかっていますが、新座市などはリースも使用して、16校ではリース、7校では購入して設置ということで、11年度の夏から使えるように準備がされているようでありますし、前橋市なども公立幼稚園、小学

校、中学校全教室に設置する予算が組まれるようであります。東京都23区はもう96%設置がされているわけなんですけれども、埼玉県においても少しずつあります、100%設置の自治体も三、四自治体が増えてきていると思います。耐震補強も命にかかわりますけれども、熱中症も命にかかわる問題でありますので、本当に小さな財政規模で厳しいと思いますけれども、段階的な対応をしていただきたいなというふうに思います。

それで、最後になりますが、教育長さんも必要があれば今後保護者に対しても説明していくということでありましたけれども、保護者にしてみれば、学校が決められたことに従っていくという形だと思うんですね。そういうことありますので、子供たちが平日の中でゆとりがなく詰め込まれていく状況が精神衛生上どうなのか、その辺の教員の日々の御苦勞もあると思いますので、移行していく中で検討していただきたいなというふうに強く要望したいと思います。

○議長（齊藤邦明君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。



○議長（齊藤邦明君） 本日はこれをもって散会します。

午後3時50分散会